

平成 30（2018 年）3 月 26 日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市障がい者施策推進審議会  
会長 森 本 千 尋

**札幌市の障がい児支援体制の在り方について（答申）**

平成 29 年 3 月 28 日付け札幌第 5739 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

**1 諮問内容**

札幌市の障がい児支援体制の在り方について

**2 調査審議事項**

- (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方
- (2) 市有療育施設の在り方
- (3) 医療的ケア児の支援体制の在り方



# 答申（札幌市の障がい児支援体制の在り方）

## 1 はじめに

平成 24 年に施行された改正児童福祉法では、障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにすること、及び引き続き、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されることを基本的な考え方とし、各種支援の質の確保を図ることを目的に、障害児通所支援体系の再編・一元化、放課後等デイサービスの創設など、障がい児支援の強化が図られた。

その中で、札幌市は、地域における障がい児支援の中核施設としての役割が求められる児童発達支援センターの在り方に係る方針を定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとし、平成 24 年 10 月に「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）（以下「基本方針」という。）」を策定した。

現在、この基本方針を基に施策を進めているところであるが、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。ただし、児童発達支援センターを除く。）の急増に伴う療育の質の低下の懸念、「公立児童発達支援センターあり方検討会議（以下「検討会議」という。）」からの中間報告（平成 28 年 6 月 3 日報告）、市有療育施設の老朽化など、札幌市の障がい児を取り巻く環境の変化に伴い、新たな課題も出てきているところである。

このような状況から、あらためて、障がい児支援体制の在り方について検討を行い、中長期的な視点に立った方向性を定める必要があるとして、平成 29 年 3 月 28 日に札幌市長から札幌市障がい者施策推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問があり、その後、審議会に臨時委員を置き、別に設置する障がい児支援体制検討部会（以下「部会」という。）で議論を重ね、ここに答申する運びとなった。

今後、札幌市の障がい児支援体制の更なる構築に向けて、本答申を踏まえた必要な取組が進められることを期待する。

## 2 調査審議事項について

部会では、次の 3 つの項目について調査審議を行った。概要は次のとおり。

### (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方

下表 1 のとおり、札幌市内には 9 か所の児童発達支援センターがあり、地域における障がい児支援の中核的な支援施設としての役割が求められている。

札幌市は、平成 24 年 10 月に基本方針を策定し、それに基づき、児童発達支援センターと障害児通所支援事業所による職員研修や事例検討（以下「職員研修等」という。）といった先進的な取組を実施して、市内外から評価を受けてきた。

一方、他の部分については、課題が残されており、更なる質の向上が求められることから、このたび、基本方針の検証を行い、児童発達支援センターの支援体制の

在り方について、調査審議を行った。

【表1 札幌市内の児童発達支援センターの概要】

施設名称		運営主体	種別
1	児童発達支援センターさんりんしゃ	(福) はるにれの里	福祉型
2	ときわ発達支援センター	(特医) さっぽろ悠心の郷	福祉型
3	むぎのこ児童発達支援センター	(福) 麦の子会	福祉型
4	榆の会きらめきの里	(福) 榆の会	福祉型
5	たくあいアクティビティ「むう(夢)」	(福) 札幌協働福祉会	福祉型
6	札幌市みかほ整肢園	札幌市	医療型
7	札幌市ひまわり整肢園	札幌市	医療型
8	札幌市かしわ学園	札幌市	福祉型
9	札幌市はるにれ学園	札幌市	福祉型

(2) 市有療育施設の在り方

下表2及び3のとおり、札幌市内には、上記(1)6から9までの公立の児童発達支援センターを含む複数の市有療育施設がある。これらは、老朽化が進んでおり、建て替えや移転の可能性を考慮し、設置数や設置場所などについて、早期に検討を行うことが必要であることから、将来的な在り方について、調査審議を行った。

また、現在、検討会議からの中間報告に基づき、公立の児童発達支援センターに指定管理者制度を導入する方向で検討が進められており、今後は、児童発達支援センター以外の施設についても、指定管理者制度の導入を視野に入れて考える必要があること、また、他の指定都市では、類似施設に指定管理者制度を導入している実績があることから、札幌市子ども発達支援総合センター(下表2の3、以下「ちくたく」という。)に係る運営主体を含めた将来的な在り方について、調査審議を行った。

【表2 市有療育施設の概要】

施設名称		種別
1	みかほ整肢園	医療型児童発達支援センター
2	児童福祉 総合センター	はるにれ学園
	発達医療センター	福祉型児童発達支援センター 診療所
3	ちくたく	かしわ学園
		ひまわり整肢園
		児童心理治療センター(ここらぼ)
		自閉症児支援センター(さぼこ)
		子ども心身医療センター
		福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童心理治療施設 福祉型障害児入所施設 診療所

【表3 市有療育施設の支援内容等及び対象となる子ども】

種別	施設名称	支援内容等	対象となる子ども ※ 特記がない場合は18歳未満
福祉型 児童発達支援 センター	はるにれ学園	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など（児童発達支援）を行う。 また、計画相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援も行う。	主に <u>知的・発達障がいのある未就学児</u>
	かしわ学園		
医療型 児童発達支援 センター	みかほ整肢園	児童発達支援及び治療（医療型児童発達支援）を行う。 また、計画相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援も行う。	主に <u>肢体不自由のある未就学児</u>
	ひまわり整肢園		
児童心理 治療施設	児童心理 治療センター (こころぼ)	一定期間入所し、併設されている分校との連携を図りながら、生活・心理支援を行う。 また、地域の子どもにも通所による心理支援も行う。	<u>心の悩み等</u> により地域や家庭での生活が困難と児童相談所が判断した子ども
福祉型障害児 入所施設	自閉症児 支援センター (さぽこ)	個別的な支援計画に基づく日常生活スキルに関する支援などを個々のペースに合わせて提供し、強度行動障害を有する自閉症の子どもたちの状態改善を図る。また、短期入所による支援も行う。	主に <u>自閉症</u> の子ども
診療所	発達医療センター	医学的に診断し、治療やリハビリテーション、家族支援等を行う。(小児科・整形外科)	<u>運動発達の遅れ</u> や <u>身体障がい</u> が疑われる子ども
	子ども心身 医療センター	医学的に診断し、心理治療やリハビリテーション、デイケア、家族支援、各種相談等を行う。(児童精神科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科)	<u>心身の発達に遅れ・障がい</u> が疑われる子どもや、 <u>心に悩み</u> を抱える子ども (児童精神科の初診は中学生まで)

### (3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

医療的ケア児とは、平成 28 年 6 月に成立した改正児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項で「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」と規定されている。医療の進歩により、都心部に NICU（新生児集中治療室）が増設され、出生時に疾患や障がいなどのリスクの高い子どもの命を救うことができるようになってきたことから、医療的ケア児は増加傾向にあるとされている。

また、同項では、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、各地方公共団体において保健、医療、福祉、教育等の連携促進に努めるものとするとしている。

このような状況から、医療的ケア児の支援体制に係る今後の方向性等について、調査審議を行った。

## 3 審議会の意見

上記 2 の調査審議事項について、次のとおり意見を申し述べる。

これらは、中長期的な視点に立った方向性についての意見であり、早期の実現は困難と思われるものも含んでいるが、札幌市は、障がいのある子どもたちのために、着実に実現していただくことを要望する。

### (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方

① 基本方針について、地域支援の充実を追記するなどの見直しを行い、機能の一層の充実を目指すべきである。

(説明)

札幌市は、平成 24 年 10 月に基本方針を策定し、それに基づき、児童発達支援センターと障害児通所支援事業所による支援ネットワークを構築し、職員研修等を行ってきた。

これは先進的な取組であり、市内外から評価を受けているものの、他の部分については、課題が残されており、まだやるべきことは多数ある。

よって、基本方針（主に方針体系）を見直し、地域における中核的支援施設として、機能の一層の充実を目指すべきである。

主な変更点は、次のとおり（詳細は、資料 5 及び資料 6 のとおり）。

ア 「家族支援の実施」について、追記が必要

イ 「相談支援の拠点」について、実態を踏まえた見直しが必要

ウ 「地域支援の充実」について、追記が必要

エ 児童発達支援センターを中心とした支援体制（社会資源）を図示することで、役割の明確化が必要

また、職員研修等についても、平成 25 年度に開始して以来、児童発達支援センターの役割や責任が少しずつ変化している中で、検証や見直しを行うなどして、これらの変化に応じた実施体制の構築を目指すべきである。

- ② 相談支援について、当該センターの利用者のための相談支援だけでなく、地域全体の子どもたちのために相談支援を実施すべきである。

(説明)

報酬面など、相談支援体制全体の在り方に課題はあるものの、児童発達支援センターは、当該センター利用者のための相談支援だけでなく、地域全体の子どもたちのために相談支援を実施する必要があることから、内側だけではなく、外側に向かって、地域支援を意識した相談支援を実施すべきである。

- ③ 児童発達支援センターの取組として、子育て上の不安や悩みの聞き取りや助言、子どもを支援する輪を広げるための橋渡し、家族支援プログラム（相談やペアレント・トレーニング等）の実施など、家族支援に力を入れるべきである。

(説明)

平成29年7月に厚生労働省が策定した「児童発達支援ガイドライン」では、児童発達支援センターは、「障害のある子どもを育てる家庭に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である」とされている。これに基づき、地域の中核的支援施設である児童発達支援センターは、家族支援の取組に力を入れるべきである。

## (2) 市有療育施設の在り方

- ① 児童発達支援センターについて、1区に1か所程度のバランスの良い配置が望ましい。

(説明)

札幌市内には、9か所の児童発達支援センターがあるが、センターが2か所設置されている区がある一方、設置されていない区があるなど、必ずしもバランス良く配置されているわけではない現状である。

札幌市の人口規模から考えると、中核的な役割を發揮できるような体制作りのため、各区に1か所程度配置されるのが望ましく、公立の児童発達支援センターの在り方を含めて計画的に考えていく必要がある。

- ② 将来的に、ちくたくのような専門的な医療機能や入所機能を含む複合施設がもう1か所設置されるのが望ましい。

(説明)

重層的な支援体制の構築に当たって、専門的な医療機能や入所機能を含む複合施設が、ちくたく1か所では十分とはいえない。

将来的には、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所に作業療法士や理学療法士の派遣等を行うバックアップ機能を有し、また、利用者にとって通所及び入所しやすい施設の設置が望まれる。

- ③ ちくたくの構成施設のうち、診療所である子ども心身医療センターは、引き続き札幌市で運営すべきであるが、自閉症児支援センター（さぼこ）及び児童心理治療センター（ここらぼ）については、課題を整理し、将来的な施設運営の在り方を検討すべきである。

(説明)

札幌市の児童精神科医療の歴史は、市立札幌病院（旧静療院）から続いているものであり、子ども心身医療センターは、その中心である誇りを持ち続け、引き続き、札幌市で運営するのが望ましい。

一方、自閉症児支援センター（さぼこ）及び児童心理治療センター（こころぼ）については、ニーズと利用者数との関係性、教育との連携等に係る現状と課題を整理しながら、将来的な施設運営の在り方を検討すべきである。なお、検討に当たっては、指定管理者制度の導入を視野に入れた運営を含めて行うことが望ましい。

### (3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

- ① 「医療的ケア児」について、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉えるべきである。

(説明)

「医療的ケア児」は、法律上の定義が必ずしも明確ではないが、障がい児施策の対象になるかどうかを問わず、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉え、議論を進めていく必要がある。

例えば、障害者手帳を保有していない子ども、障害福祉サービスの対象ではない子ども、自由に動ける子どもについても、医療的ケアを必要とさえしていれば、広く「医療的ケア児」と捉えるべきである。

- ② 医療的ケア児及びその保護者には、様々な悩みが複合的に存在していると思われる。まずはその実態を把握し、課題を整理すべきである。

(説明)

医療的ケア児の相当数は、身体障がい児、重症心身障がい児と重複していることが想定されるが、その実数は把握できていない。

また、医療的ケア児の抱える問題としては、受入れ先や小児在宅医療の担い手が少ないこと、保護者の負担が大きいことなどが考えられるが、その実態は不明確である。

このような状況から、ライフステージに合った課題を明らかにするため、まずは、ニーズや実情などを丁寧に調査し、把握する必要がある。

- ③ 今後については、自立支援協議会の子ども部会に設置される協議の場において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望する。

(説明)

本審議会において、本事項の詳細まで調査審議することは適当でなく、現実的にも難しい。よって、今後については、札幌市が中心となって、自立支援協議会の子ども部会に設置する協議の場（保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に



意見交換や情報共有を図る場。)において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健・医療・福祉、教育等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望する。

#### 4 添付資料

- (1) 資料1 部会委員名簿及び調査審議経緯
- (2) 資料2 諮問書(写)(平成29年3月28日諮問)
- (3) 資料3 基本方針(平成24年10月策定)
- (4) 資料4 検討会議からの中間報告(概要)(平成28年6月3日報告)
- (5) 資料5 障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方(基本方針)に係る方針体系の見直しについて
- (6) 資料6 (イメージ図)札幌市の障がい児支援体制(児童発達支援センターを中心とした社会資源)
- (7) 資料7 検討会議からの最終報告(平成30年3月2日報告)



## 部会委員名簿

氏名	所属団体等
上田 マリ子	日本発達障害ネットワーク北海道 会長
加藤 法子	社会福祉法人楡の会 総合施設長
菊池 洋子	札幌市手をつなぐ育成会 副会長
北川 聡子（副部会長）	社会福祉法人麦の子会 総合施設長 （札幌市自立支援協議会 子ども部会長）
才野 均	北海道立子ども総合医療・療育センター 総合発達支援センター長
藤原 里佐（部会長）	北星学園大学短期大学部 教授
古川 孝士	札幌地区児童発達支援連絡協議会
山田 幸広	社会福祉法人北翔会 相談室あゆみ （札幌市自立支援協議会 相談支援部会）
渡辺 あや子	札幌肢体不自由児者父母の会 会長

## 調査審議経緯

時期	内容
平成 29 年 3 月 28 日	札幌市長から札幌市障がい者施策推進審議会に諮問
7 月 11 日	第 1 回会議を開催
8 月 22 日	第 2 回会議を開催
9 月 19 日	第 3 回会議を開催
11 月 6 日	第 4 回会議を開催
12 月 14 日	第 5 回会議を開催
平成 30 年 3 月 26 日	答申



札幌第 5739 号

平成 29 年（2017 年）3 月 28 日

札幌市障がい者施策推進審議会  
会長 藤原里佐様

札幌市長 秋元克広

## 札幌市の障がい児支援体制の在り方について（諮問）

障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）第 36 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり、札幌市障がい者施策推進審議会に諮問します。

### 記

#### 1 諮問内容

札幌市の障がい児支援体制の在り方について

#### 2 調査審議いただきたい内容

- (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方
- (2) 市有療育施設の在り方
- (3) その他重要な事項

#### 3 諮問に係る経緯

平成 24 年に施行された改正児童福祉法では、障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることを目的に、障害児通所支援体系の再編・一元化、放課後等デイサービスの創設など、障がい児支援の強化が図られたところです。

その中で、札幌市は、地域における障がい児支援の中核施設としての役割が求められる児童発達支援センターの在り方を方針として定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとし、平成 24 年 10 月に「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）」を策定しました。

現在、この方針をもとに施策を進めているところですが、障害児通所支援事業所の急増に伴う療育の質の低下の懸念、「公立児童発達支援センターあり方検討会議」からの中間報告、市有療育施設の老朽化など、札幌市の障がい児を取り巻く環境は変化し、新たな課題も出てきているところです。

このような状況から、あらためて、札幌市の障がい児支援体制の在り方について検討を行い、中長期的な視点に立った方向性を定める必要があると考えております。



# 障害児通所支援等の円滑な提供に向けた 児童発達支援センターのあり方（基本方針）

平成24年10月  
札幌市

## ～ 目 次 ～

1	方針策定の趣旨	……P 1
2	児童発達支援センターの役割（国の考え方）	……P 2
3	方針の体系	……P 3
	(1) 方針1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点	……P 5
	(2) 方針2 地域から必要とされる相談支援の拠点	……P 6
	(3) 方針3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築	……P 7
4	参考	
	(1) 児童発達支援センターを通じた児童発達支援事業利用までの流れ	……P 8
	(2) 方針策定の経過	……P 9
	(3) 障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議委員名簿	……P 10

**SAPP<sub>U</sub>RO**

笑顔になれる街



## 方針策定の趣旨

障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスの一つであった児童デイサービスは、平成 24 年 4 月の児童福祉法改正に伴い、同法に基づく障害児通所支援に位置づけられました。

これを受け、国が示す障害福祉計画策定の基本指針では、指定障害児通所支援や指定障害児相談支援の基盤整備など、障がい児支援に係る方針を各自治体において策定することが望ましいとされています。

札幌市においては、特に障害児通所支援事業所の数が全国で最も多い状況にあり、児童や保護者の選択の幅が広い一方、今後は療育の質の更なる向上が求められています。

そこで、地域の中核的な療育支援施設として期待される児童発達支援センター（旧知的障害児通園施設及び旧肢体不自由児通園施設）について、札幌市におけるあり方を方針として定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとしたものです。

# 児童発達支援センターの役割（国の考え方）

## 《児童福祉法 第6条の2第2項（抜粋）》

児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与することをいう。



児童発達支援センター

10万人を目安に  
複数カ所設置

- ◆ 障がい種別に関わらない適切な通所支援の提供
- ◆ 身近な障がい児支援の拠点となる地域支援の提供
  - ① 地域にいる障がい児やその家族への相談支援
  - ② 地域の障がい児を預かる施設への援助・助言
- ◆ 関係機関と連携を図ることによる地域支援体制の強化



専門的支援のノウハウ提供  
(支援方法の共有・支援ネットワークの構築)



児童発達支援事業所

障がい児の  
通所可能な範囲に  
1カ所以上

- ◆ 身近な療育の場として支援の提供
- ◆ 児童発達支援センターとの支援ネットワークを活用し、必要な療育機会の確保

## 方針の体系

### 方針 1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点

**基本施策① 障がい種別に関わらない適切なサービスを実施する通所支援**

**基本施策② 関係機関との連携による重層的な支援**

### 方針 2 地域から必要とされる相談支援の拠点

**基本施策① 障害児通所支援利用に係る相談支援の実施**

**基本施策② 地域における障がい児支援に係る情報発信の場**

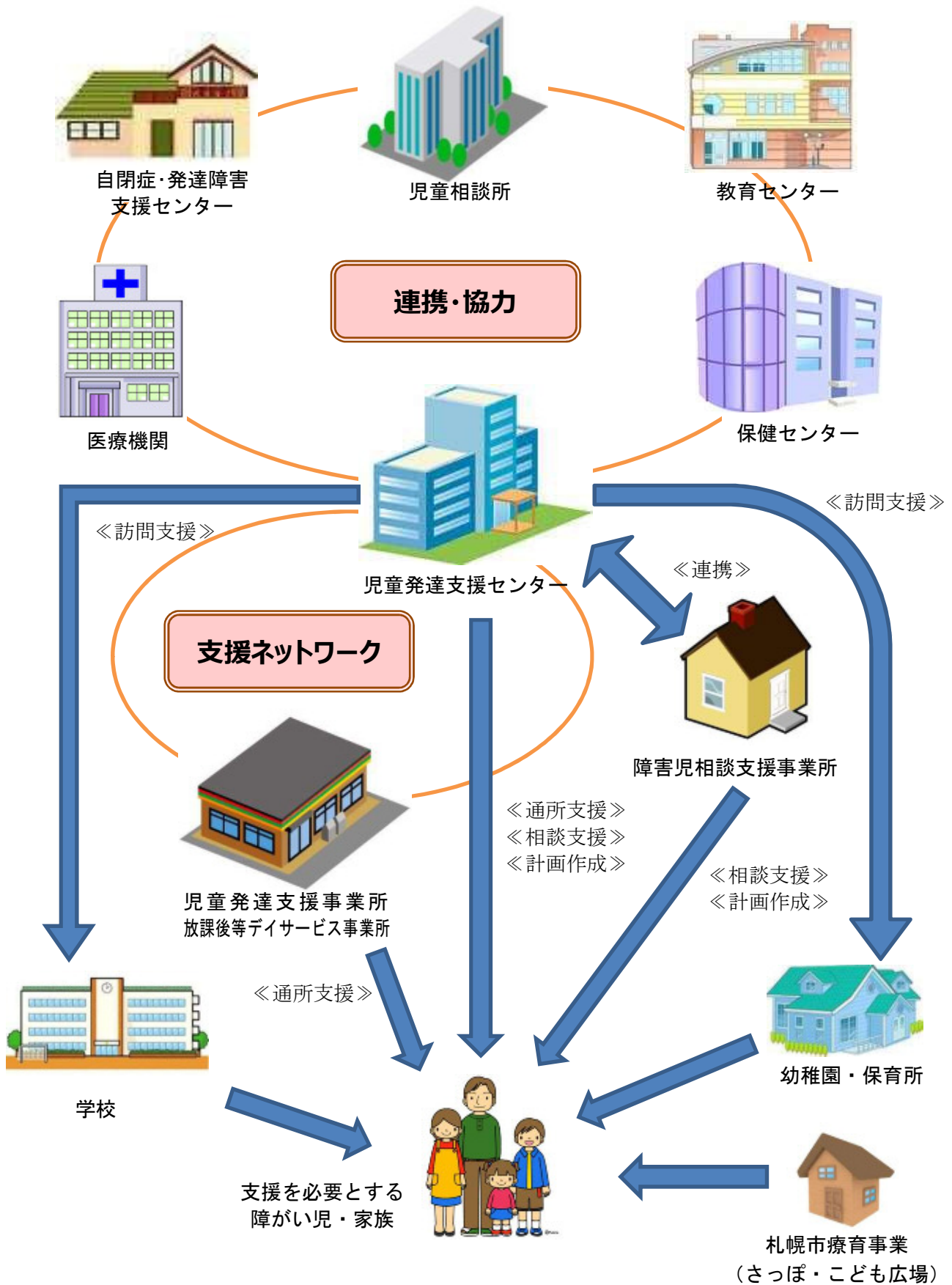
### 方針 3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築

**基本施策① 職員研修及び事例検討による支援技術の向上**

**基本施策② 来所や訪問による支援技術の提供**

※ 支援体制のイメージについては、次ページ参照。

# 【イメージ図】児童発達支援センターを中心とした支援体制



## 方針1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点

### 《現状と課題》

法改正までは、札幌市内の旧知的障害児通園施設（現児童発達支援センター）の対象児童を重度から中度の知的障がい児としていました。

新たに位置づけられた児童発達支援センターは、旧児童デイサービス（現児童発達支援事業所）と同一事業となり、法律上、対象児童についても、児童発達支援事業所と同じく、障がい種別に関わりなく受け入れることとなります。

### 《考え方》

児童発達支援センターの通所支援については、法の趣旨に基づき、障がい種別に関わりなく、様々な児童を受入れることが求められます。

特に、児童発達支援事業所での受入れが難しい児童については、児童発達支援センターが率先して受入れに努めることが必要となります。

また、こうした役割を担う児童発達支援センターは、その設置数はもとより、各センターの持つ機能面（福祉型・医療型など）にも着目して、バランス良く配置されることが望ましいと考えられます。

## 基本施策

### 基本施策① 障がい種別に関わらない適切なサービスを実施する通所支援

児童発達支援センターでは、児童発達支援事業所で受入れが難しい児童を率先して受入れることが求められます。

- ・ 重度から中度の知的障がい児（福祉型の例）
- ・ 肢体不自由児（医療型の例）
- ・ 重症心身障がい児（福祉型・医療型の例）

### 基本施策② 関係機関との連携による重層的な支援

関係機関との緊密な連携により、障がい特性に応じた一貫した支援を提供することが求められます。

- ・ 福祉（児童相談所、保育所、自閉症・発達障害支援センター、相談支援事業所等）
- ・ 教育（幼稚園、学校、教育センター等）
- ・ 医療（病院、診療所）
- ・ 保健（保健所、保健センター）

## 方針 2 地域から必要とされる相談支援の拠点

### 《現状と課題》

児童発達支援センターは、児童福祉法改正後3年以内（平成27年3月末まで）に障害児相談支援の指定を受ける必要があります。

法改正に併せて、地域で生活する障がい児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介、障害児支援利用計画の作成、情報の発信等を行うこととなります。

### 《考え方》

児童発達支援センターは、地域の中核的な相談機関として、障がい特性に応じた一貫した支援を提供できるよう、本人や家族に対する相談支援を実施するとともに、地域に向けた情報提供に取り組むことが求められます。

また、障害児支援利用計画については、地域にある障害児相談支援事業所との連携のもと、円滑に計画を作成することが必要となります。

## 基本施策

### 基本施策① 障害児通所支援利用に係る相談支援の実施

児童発達支援センターは、適切な療育が提供されるよう、関係機関と連携しながら相談支援を実施することが求められます。

- ・保健センターや札幌市療育事業（さっぽ・こども広場）等の関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がい特性に応じた事業所見学の促し
- ・障害児支援利用計画作成にあたっては、障害児相談支援事業所を紹介するとともに、その事業所へ情報提供の実施
- ・児童発達支援センターによる継続的支援が必要な児童への障害児支援利用計画の作成

### 基本施策② 地域における障がい児支援に係る情報発信の場

地域の中核的な相談機関として、療育に関する様々な情報のほか、医療・福祉・教育・就労などの総合的な情報提供を行うことが求められます。

- ・療育を支える様々な分野の情報集約
- ・本人や家族へ分かりやすい情報提供の工夫
- ・親の会などの支援団体の紹介
- ・地域の関係機関に対する研修等の情報提供



## 方針3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築

### 《現状と課題》

札幌市内の障害児通所支援事業所数は全国で最も多く、児童や保護者の選択の幅が広い一方、今後は療育の質の更なる向上が求められます。

児童発達支援センターは、事業所に対する「専門的支援のノウハウ提供」に取り組み、センターを中心とした支援体制を構築することが望まれます。

### 《考え方》

児童発達支援センターにおいては、関係機関との支援ネットワークの構築により、支援技術向上に向けた研修体制を充実させ、事業所間の更なる連携強化を図るなど、療育の質の向上に向けた取組が必要となります。

## 基本施策

### 基本施策① 職員研修及び事例検討による支援技術の向上

児童発達支援センターは、支援ネットワークを活用して職員研修等を実施し、各事業所の支援技術の向上に取り組むことが求められます。

- ・ 児童発達支援センターと複数の事業所による支援ネットワークの構築
- ・ 定期的に勉強会（職員研修・事例検討）の実施
- ・ 定期的な児童発達支援センター間の会議実施による支援ネットワークの一層の推進

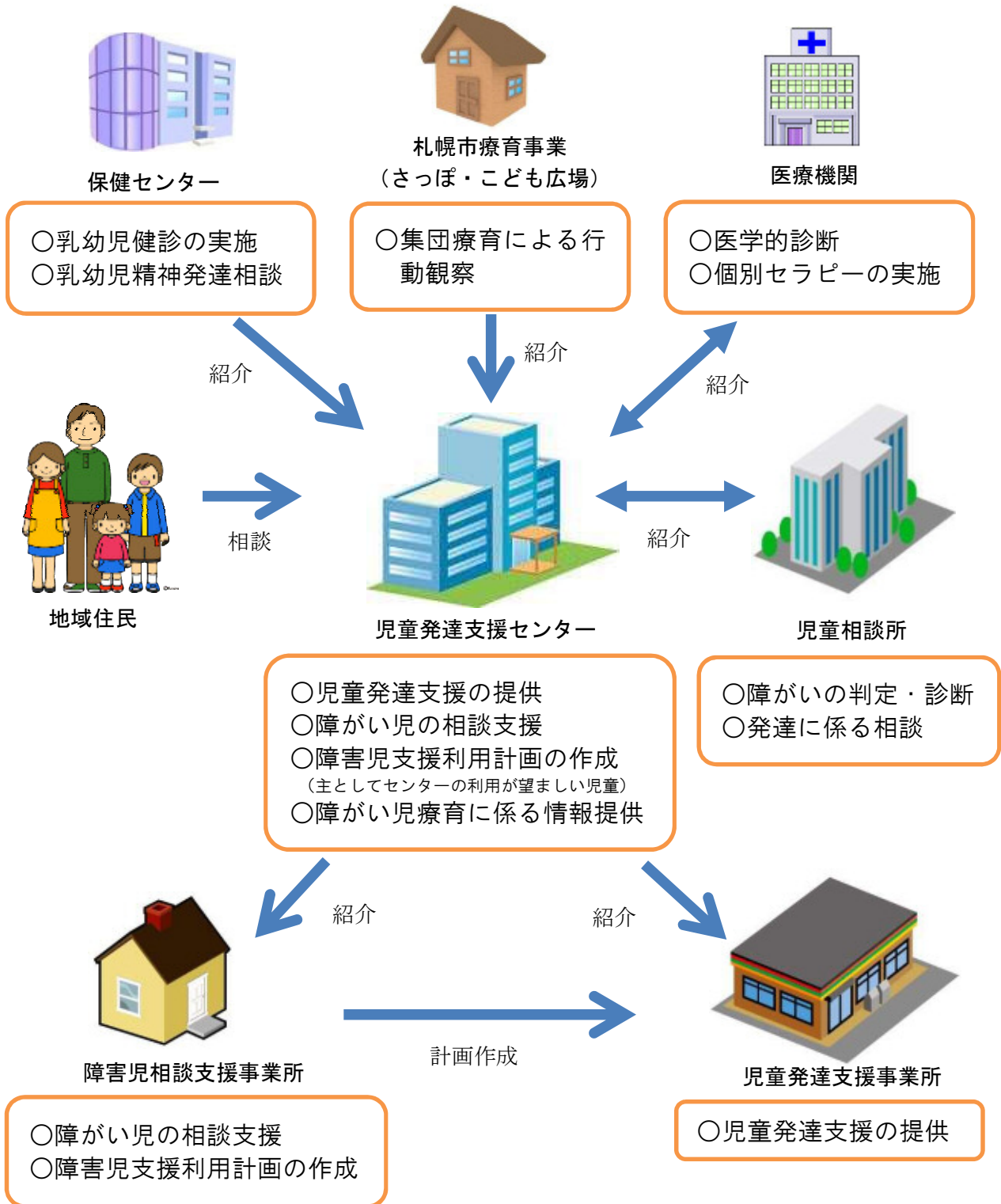
※ 事業所はいずれかの支援ネットワークに参加

### 基本施策② 来所や訪問による支援技術の提供

児童発達支援センターは、各事業所からの求めに応じて支援方法に対するアドバイスを行うなど、機関支援に取り組むことが望まれます。

- ・ 新規開設事業所等の職員に対する実地研修
- ・ 通所児童への個別支援に関するアドバイス（機関支援）

## 児童発達支援センターを通じた児童発達支援事業利用までの流れ



※ 児童発達支援センターを中心に見た場合のイメージ図であり、矢印にある紹介・相談を全てセンターが受けるということではありません。



## 方針策定の経過

### 《検討体制》

市役所内部での検討のほか、障がい児に関する福祉事業の従事者、障がい者団体の関係者、市役所職員で構成する「障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議」を設置し、方針策定に向けた検討を行いました。

### 《意見交換会》

障がい児施策に深く関わる障がい者団体の関係者、障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議委員及び市役所職員の3者で意見交換会を開催し、いただいたご意見等を本方針策定の参考としました。

#### 【参加団体】(50音順)

- ① 札幌ADHDの会「いーよ」
- ② 札幌肢体不自由児者父母の会
- ③ 札幌市通園児父母連絡協議会
- ④ 札幌市手をつなぐ育成会
- ⑤ 札幌地区重症心身障害児(者)を守る会
- ⑥ 札幌ポプラ会
- ⑦ 北海道学習障害児・者親の会クローバー
- ⑧ 北海道高機能広汎性発達障害児者親の会（ドンマイの会）
- ⑨ 北海道小鳩会

### 《検討経過》

平成24年4月	・検討の開始
6月	・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第1回） → 課題の整理
7月	・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第2回） → 方針の検討
8月	・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第3回） → 方針の検討
9月	・障がい者団体との意見交換会 ・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第4回） → 方針の取りまとめ ・方針の決定

※ 随時、市役所関係部局における会議を実施

参 考

**障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議 委員名簿**

(平成 24 年 9 月現在)

	氏 名	所属団体等
1	○ おおくぼ かおる 大久保 薫	相談室ぽぽ（障害児相談支援事業所）
2	かとう きよし 加藤 潔	札幌市自閉症・発達障害支援センター （発達障害者支援センター）
3	かとう のりこ 加藤 法子	きらめきの里（福祉型児童発達支援センター） こもれび園（医療型児童発達支援センター）
4	きくち ようこ 菊池 洋子	社団法人札幌市手をつなぐ育成会
5	きたがわ さとこ 北川 聡子	むぎのこ（福祉型児童発達支援センター）
6	さきょう まさよし 佐京 正義	札幌肢体不自由児者父母の会
7	◎ ふるかわ たかし 古川 孝士	札幌地区児童デイサービス事業所連絡協議会 児童デイサービスのび・のび（児童発達支援事業所）
8	さとう たつや 佐藤 達也	札幌市子ども未来局児童福祉総合センター 児童療育課長
9	たかはし 高橋 みゆき	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 自立支援担当課長

◎は議長、○は議長代理をそれぞれ表す。

## 札幌市公立児童発達支援センターのあり方検討会議 に関する「中間報告書」の概要について

### 1 方向性

- (1) 指定管理者制度の導入により、サービスの向上と柔軟な運営体制の構築を目指す。
- (2) まずは1施設（みかほ整肢園）に導入し、その実施効果等を検証しながら、順次、他の施設への導入を検討すべき。
- (3) 公立施設としての質の高いサービスの提供体制を確保しつつ、さらに、可能な限り、利用者のニーズに沿った、民間法人の柔軟な視点や工夫によるサービスの向上を目指していくべき。

### 2 導入の際の留意点

- (1) 現在のサービス水準の維持は絶対条件とし、利用者ニーズの実現など、さらなる機能の向上を目的とすること
- (2) 札幌市は積極的に指定管理者をサポートすること
- (3) 十分な引継期間を確保すること
- (4) 施設利用者は相当の不安を感じていることから、指定管理者制度の内容や上記(1)から(3)までの事項等について、丁寧に説明等を行い、理解を得ながら進めること

### 3 中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」の検討について

「みかほ整肢園」をはじめとする公立児童発達支援センターに指定管理者制度を導入するに当たっては、中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）（※）」との整合性を含めて検討することが有益である。

※ 障がい児に係る資源についての官民の役割（役割分担、連携方法等）をどのように整理するか、利用者の利便性を考慮すると「ちくたく」のような「発達支援総合センター」が市内にどの程度必要なのかなど。

### 4 最終報告に向けて

今後、指定管理者制度の導入による施設のあり方（サービスアップ項目（※））を利用者とともに検討し、これらのイメージを一定程度明確にしたうえで、最終報告とする。

※ 検討に当たっては、札幌市と施設利用者（保護者）との間で、丁寧な話し合いが進められることを要望する。

## 【札幌市公立児童発達支援センターあり方検討会議 検討委員】

区分	所属・職	氏名
学識経験者	北星学園大学短期大学部教授	藤原 里佐
福祉事業 従事者	きらめきの里 施設長	加藤 法子
	むぎのこ 総合施設長	北川 聡子
	札幌地区児童発達支援連絡協議会 会長	古川 孝士
関係団体等	一般社団法人 札幌市手をつなぐ育成会 副会長	菊池 洋子
	札幌市通園児連絡会 前代表	桜井 翠
	特定非営利活動法人札幌肢体不自由児者父母の会 会長	渡辺 あや子
行政（医師）	札幌市保健福祉局子ども発達支援総合センター 子ども心身医療担当部長	菅 和洋
行政	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長	嶋内 明 ◎

◎ 座長

## 【検 討 経 過】

日付	検討内容
平成 27 年 8 月 4 日	第 1 回 検討会議開催 ● 座長選出 ● 会議の目的、スケジュール等の確認
平成 27 年 11 月 30 日	第 2 回 検討会議開催 ● 利用者アンケートの結果（ニーズ）の検証 利用者説明会の結果と全国のセンターへのアンケート調査結果等を踏まえ、項目ごとにサービス水準のあるべき姿の検証
平成 28 年 2 月 9 日	第 3 回 検討会議開催 ● サービス水準等のあるべき姿のまとめ ● サービス水準等のあるべき姿を実現するための運営手法等の検討
平成 28 年 3 月 10 日	第 4 回 検討会議開催 ● 施設利用者からの意見等への考え方の検討
平成 28 年 4 月 28 日	第 5 回 検討会議開催 ● 今後の検討スケジュールについての検討 ● 中間報告書案の検討
平成 28 年 6 月 3 日	● 中間報告

## 障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）に係る方針体系の見直しについて

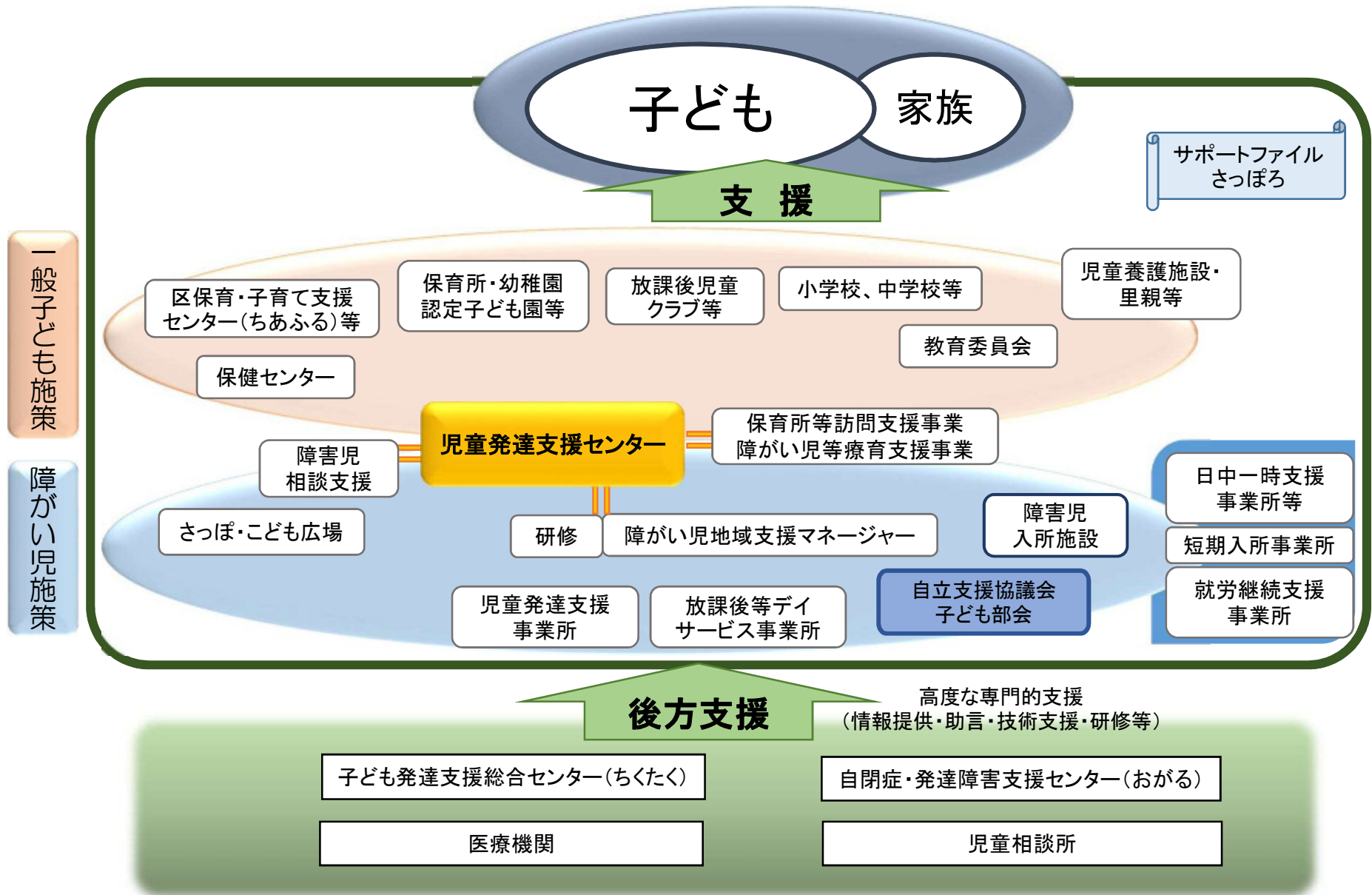
現在のもの（平成24年10月策定）		見直し後
<b>方針1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点</b>		見直しなし
基本施策①	障がいの種別に関わらない適切なサービスを実施する通所支援	見直しなし
児童発達支援センターでは、児童発達支援事業所で受入れが難しい児童を率先して受入れることが求められます。		
基本施策②	関係機関との連携による重層的な支援	見直しなし
関係機関との緊密な連携により、障がい特性に応じた <u>一貫した支援</u> を提供することが求められます。		児童発達支援事業所、保健センター、相談支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）、札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）、札幌市児童相談所等との緊密な連携により、障がい特性に応じた重層的な支援を提供することが求められます。
		基本施策③ 家族支援の実施
		障がいのある子どもを育てる家庭に対して、障がいの特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、子育て上の不安や悩みの聞き取りや助言、子どもを支援する輪を広げるための橋渡し、家族支援プログラム（相談やペアレント・トレーニング等）の実施など、丁寧な家族支援を行うことが求められます。
<b>方針2 地域から必要とされる相談支援の拠点</b>		<b>方針2 地域から必要とされる支援体制の構築</b>
基本施策①	障害児通所支援利用に係る相談支援の実施	基本施策① 相談支援の実施
児童発達支援センターは、適切な療育が提供されるよう、関係機関と連携しながら相談支援を実施することが求められます。		児童発達支援センターは、適切な療育が提供されるよう、関係機関と連携しながら、障害児通所支援利用に係る相談支援や事業所に対する相談支援を実施することが求められます。
基本施策②	地域における障がい児支援に係る情報の発信の場	基本施策② 地域支援の充実
地域の中核的な相談機関として、療育に関する様々な情報のほか、医療・福祉・教育・就労などの総合的な情報提供を行うことが求められます。		障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援事業や障がい児等療育支援事業の実施、障がい児地域支援マネージャーとしての活動、自立支援協議会等への参加など、保育所等の子育て支援機関等の関係機関との連携を深め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るための「地域支援」を行うことが求められます。
<b>方針3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築</b>		見直しなし
基本施策①	職員研修及び事例検討による支援技術の向上	見直しなし
児童発達支援センターは、支援ネットワークを活用して職員研修等を実施し、各事業所の支援技術の向上に取り組むことが求められます。		児童発達支援センターは、支援ネットワークを活用し、ちくたく等の専門機関や児童発達支援事業所等と連携して職員研修等を実施し、各事業所及びセンター自体の支援技術の向上に取り組むことが求められます。
基本施策②	来所や訪問による支援技術の提供	見直しなし
児童発達支援センターは、各事業所からの求めに応じて支援方法に対するアドバイスをを行うなど、機関支援に取り組むことが望まれます。		



# (イメージ図) 札幌市の障がい児支援体制

## 児童発達支援センターを中心とした社会資源

資料 6







札幌市公立児童発達支援センター  
あり方検討会議 最終報告書

平成30年3月2日

## 目次

第1	最終報告の位置付け	- 1 -
第2	中間報告書の概要	- 1 -
1	方向性	- 1 -
2	導入の際の留意点	- 2 -
3	中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」の検討	- 2 -
4	最終報告に向けて	- 2 -
第3	中間報告以降の検討経過	- 2 -
1	札幌市と施設利用者との話し合いの経過	- 2 -
2	中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」の検討	- 3 -
第4	公立児童発達支援センターのあり方	- 3 -
1	運営主体等	- 3 -
2	導入の順番	- 4 -
3	導入後の対応	- 4 -
4	施設利用者からの要望内容の実現	- 4 -
第5	添付資料	- 4 -
	終わりに	- 4 -

### 第1 最終報告の位置付け

公立児童発達支援センターあり方検討会議（以下「検討会議」という。）は、4つの公立児童発達支援センターに係る利用者のニーズを検証しつつ、その運営のあり方の検討を進めることを目的に、平成27年8月に設置され、その後、平成28年6月3日に中間報告書を取りまとめた。

中間報告書においては、「公立児童発達支援センターに指定管理者制度を導入し、サービスの向上と柔軟な運営体制の構築を目指すべき」などの基本的な方向性を示したものの、施設利用者の指定管理者制度の導入に対する相当の不安の解消が不十分であることなどを理由に、指定管理者制度の導入による施設のあり方（サービスアップ項目）を利用者とともに検討するよう札幌市に求めることとした。

本書は、中間報告書及び中間報告以降の検討内容を基に、公立児童発達支援センターのあり方について、最終的なとりまとめを行ったものである。

### 第2 中間報告書の概要

平成28年6月3日にまとめた中間報告書の概要は、次のとおり。

#### 1 方向性

- (1) 指定管理者制度の導入により、サービスの向上と柔軟な運営体制の構築を目指すべき（※1）。
- (2) まずは1施設（みかほ整肢園）に導入し、その実施効果等を検証しながら、順次、他の施設への導入を検討すべき（※2）。
- (3) 公立施設としての質の高いサービスの提供体制を確保しつつ、さらに、可能な限り、利用者のニーズに沿った、民間法人の柔軟な視点や工夫によるサービ

スの向上を目指していくべき。

※1 指定管理者制度を導入した場合の想定されるメリットは、次のとおり。

- ① 民間法人の柔軟な視点や工夫による支援内容等の向上が見込まれること
- ② 利用者のニーズに沿った多様な支援等が可能なこと
- ③ 施設運営について札幌市が引き続き関与を継続できること
- ④ 札幌市全体の支援体制の向上につながる

※2 みかほ整肢園を選定した理由は、次のとおり。

- ① 同種の民間施設が市内にないため（運営が難しいとされる施設を最初に検討することで、他施設へ導入する際の課題検証につながるため）
  - ※ 民間法人が運営する医療型児童発達支援センター（1か所）は休止中である。
- ② 多職種の職員の有効活用が可能なため（導入後、元職員が他施設で勤務することにより、培ってきた支援技術を生かすことができるため）
- ③ ひまわり整肢園と比較し、円滑な導入が可能なため（あかしあ学園と併設しており、制度の導入についてイメージがしやすいため）
- ④ 費用対効果が最も高いと考えられるため

## 2 導入の際の留意点

- (1) 現在のサービス水準の維持は絶対条件とし、利用者ニーズの実現など、更なる機能の向上を目的とすること
- (2) 札幌市は積極的に指定管理者をサポートすること
- (3) 十分な引継期間を確保すること
- (4) 施設利用者は相当の不安を感じていることから、指定管理者制度の内容や上記(1)から(3)までの事項等について、丁寧に説明等を行い、理解を得ながら進めること

## 3 中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」の検討

「みかほ整肢園」をはじめとする公立児童発達支援センターに指定管理者制度を導入するに当たっては、中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」との整合性を含めて検討することが有益である。

## 4 最終報告に向けて

今後、指定管理者制度の導入による施設のあり方（サービスアップ項目）を利用者とともに検討し、これらのイメージを一定程度明確にしたうえで、最終報告とする。

検討に当たっては、札幌市と施設利用者との間で、丁寧な話し合いが進められることを要望する。

## 第3 中間報告以降の検討経過

標記については、平成30年1月23日に開催された第6回検討会議において、札幌市から下記1及び2のとおり、報告を受けた。

### 1 札幌市と施設利用者との話し合いの経過

平成28年6月3日の中間報告以降は、札幌市と施設利用者との間で、指定管理者制度の導入による施設のあり方に係る話し合い等が進められ、平成29年9月21

日に「指定管理者制度の導入による施設の在り方（サービスアップ項目）のまとめについて（以下「サービスアップ項目のまとめ」という。）」がまとまった旨の報告を受けた。経過の詳細は下表のとおり。

時期	内容
平成 28 年 6 月 3 日	中間報告書のまとめ
6 月～9 月	中間報告書について、利用者に説明
11 月	民間の児童発達支援センターの見学会を開催
12 月	「サービスアップ項目検討ワークショップ」を立ち上げ、第 1 回ワークショップを開催
平成 29 年 2 月～9 月	第 2 回～第 5 回ワークショップを開催
9 月 21 日	サービスアップ項目のまとめ（別添 2 のとおり）

## 2 中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」の検討

中間報告書では、「みかほ整肢園」をはじめとする公立児童発達支援センターに指定管理者制度を導入するに当たっては、中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」との整合性を含めて検討することが有益であると意見を述べた。

これを受けて、札幌市は、札幌市障がい者施策推進審議会に諮問を行い、児童発達支援センター関係部分については、おおむね次の内容の答申をいただく予定である（詳細は別添 3 のとおり）。

- 地域における中核的支援施設として、機能の一層の充実を目指すべきである。（家族支援、地域支援の充実等）
- 地域全体の子どもたちのために相談支援を実施すべきである。
- 1 区に 1 か所程度のバランスの良い配置が望ましく、公立の児童発達支援センターのあり方を含めて計画的に考えていく必要がある。
- 将来的に、札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）のような専門的な医療機能や入所機能を含む複合施設がもう 1 か所設置されるのが望ましい。

これらの内容は、本検討会議での議論を各論とすると、その総論に当たるものであり、本検討会議の報告内容と趣旨を同じくするものと認められる。

なお、検討に当たっては、本検討会議から、多くの委員が臨時委員として参加し、活発な議論が行われたとのことである。

## 第 4 公立児童発達支援センターのあり方

中間報告書及び上記第 3 に基づき、次のとおり、公立児童発達支援センターのあり方をまとめる。

### 1 運営主体等

指定管理者制度の導入により、公立施設としての質の高いサービスの提供体制を確保しつつ、さらに、可能な限り、利用者のニーズに沿った柔軟な視点や工夫によるサービスの向上を目指していくべきである。

## 2 導入の順序

まずは、みかほ整肢園に導入し、その実施効果等を検証しながら、順次、他の施設への導入について検討すべきである。

## 3 導入後の対応

導入後についても、札幌市は積極的に指定管理者をサポートするとともに、施設利用者に不安を与えないよう丁寧に説明等を行い、理解を得ながら進めるべきである。

## 4 施設利用者からの要望内容の実現

「サービスアップ項目のまとめ」については、実際に施設を利用している方々からの貴重な声であることから、十分な引継期間を確保するなど、可能な限り、実現を目指すべきである。

## 第5 添付資料

- 1 別添1 中間報告書（資料編は除く）
- 2 別添2 サービスアップ項目のまとめ
- 3 別添3 札幌市の障がい児支援体制の在り方に係る答申案の概要

## 終わりに

児童発達支援センターについて、全国的には民間法人による運営が一定程度行われており、地方自治体が直接運営を行う施設は減少傾向にあります。札幌市においては、従前から、その運営方法について検討がなされてきたところであり、平成27年8月に「札幌市公立児童発達支援センターあり方検討会議」が設置されました。その後、平成28年6月3日に中間報告書をまとめましたが、その時点では、指定管理者制度の導入に係る施設利用者の不安の解消が不十分であることから、札幌市に対し、施設利用者として丁寧に話し合いを進めるよう求めたところです。

それ以降、札幌市は、検討会議からの要望に沿った丁寧な対応を行い、平成29年9月21日に、施設利用者からの要望内容がまとまり、指定管理者制度の導入による施設のあり方のイメージが一定程度明確になったことから、このたび、最終報告をまとめる運びとなりました。

札幌市の障がい児支援体制の更なる充実のためには、地域における中核的支援施設である児童発達支援センターが、家族支援、地域支援、相談支援等の一層の充実を目指す必要があり、本報告は、それを実現するに当たっての1つの方向性を示すものと考えます。

札幌市は、本報告書の内容の実現に向けて御尽力いただくとともに、今後、官民一体となって、全国に誇れる札幌らしい障がい児支援体制の構築を目指すに当たり、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成30年3月

札幌市公立児童発達支援センターあり方検討会議  
検討委員 一同

**【札幌市公立児童発達支援センターあり方検討会議 委員名簿（敬称略）】**

区 分	所属団体等	氏名
学識経験者	北星学園大学短期大学部 教授	藤原 里佐
福祉事業 従事者	社会福祉法人榆の会 総合施設長	加藤 法子
	社会福祉法人麦の子会 総合施設長	北川 聡子
	札幌地区児童発達支援連絡協議会	古川 孝士
関係団体等	札幌市手をつなぐ育成会 副会長	菊池 洋子
	元札幌市通園児父母連絡会 代表	桜井 翠
	札幌肢体不自由児者父母の会 会長	渡辺 あや子
行政（医師）	前札幌市保健福祉局子ども発達支援総合センター 子ども心身医療担当部長	菅 和洋
行政	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長	山本 真司 ◎

◎ 座長

**【検討経過】**

時期	検討内容
平成 27 年 8 月 4 日	第 1 回 検討会議開催 ● 座長選出 ● 会議の目的、スケジュール等の確認
平成 27 年 11 月 30 日	第 2 回 検討会議開催 ● 利用者アンケートの結果（ニーズ）の検証
平成 28 年 2 月 9 日	第 3 回 検討会議開催 ● サービス水準等のあるべき姿のまとめ ● サービス水準等のあるべき姿を実現するための運営手法等の検討
平成 28 年 3 月 10 日	第 4 回 検討会議開催 ● 施設利用者からの意見等への考え方の検討
平成 28 年 4 月 28 日	第 5 回 検討会議開催 ● 今後の検討スケジュールについての検討 ● 中間報告書案の検討
平成 28 年 6 月 3 日	中間報告
平成 30 年 1 月 23 日	第 6 回 検討会議開催 ● 中間報告以降の札幌市における検討経過等の報告 ● 最終報告書案の検討
平成 30 年 3 月 2 日	最終報告

札幌市公立児童発達支援センター  
あり方検討会議 中間報告書

平成 28 年 6 月 3 日

## はじめに

児童発達支援センターについて、全国的には民間法人による運営が一定程度進んでおり、地方自治体が直接運営を行う施設は減少傾向にあります。札幌市においては、従前から、その運営方法について検討がなされてきたところであり、札幌市が運営を行う公立児童発達支援センターの保護者を対象に実施したアンケートでも、さらなるサービスの向上を求める声が聞かれているところです。

このような背景から、平成27年8月に「札幌市公立児童発達支援センターあり方検討会議」が設置され、我々は、これまで5回にわたり議論を続けてきました。

このたび、現時点での「中間報告書」をまとめましたので、ここに報告させていただきます。

平成28年6月

札幌市公立児童発達支援センターあり方検討会議  
検討委員 一同



## 目次

1	札幌市の公立児童発達支援センター等の設置の経緯、経過等.....	- 3 -
2	現在の各施設の概要 .....	- 4 -
	(1) 札幌市はるにれ学園.....	- 4 -
	(2) 札幌市かしわ学園 .....	- 5 -
	(3) 札幌市みかほ整肢園.....	- 5 -
	(4) ひまわり整肢園.....	- 6 -
3	札幌市の公立児童発達支援センターの課題等 .....	- 7 -
	(1) 利用者のアンケート等から見る利用者からのニーズ.....	- 7 -
	(2) 全国の児童発達支援センターのアンケート結果の概要と本市設置施設との比較.....	- 11 -
	(3) 全国の児童発達支援センターのアンケート結果等から見る利用者ニーズの検証.....	- 15 -
4	課題等の解決に向けた運営等の「あるべき姿」 .....	- 18 -
	(1) 設置、運営主体のあるべき姿.....	- 18 -
	(2) 「公設・民営」施設を前提とした施設運営等全般のあるべき姿 .....	- 22 -
5	施設利用者（保護者）からの意見等について .....	- 23 -
6	「あるべき姿」を実現するためのプロセス.....	- 24 -
	(1) 指定管理者制度の導入について .....	- 24 -
	(2) 導入の際の留意点等.....	- 25 -
	(3) 中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」の検討について.....	- 26 -
7	最終報告に向けて .....	- 26 -

## 1 札幌市の公立児童発達支援センター等の設置の経緯、経過等

(民間の児童発達支援センターの設置時期も含む)

昭和 35 年 4 月	<p><u>札幌市かしわ学園開設</u></p> <p>昭和 32 年に国において制度化された、札幌市初の知的障害児通園施設として、当時の白石町大谷地に開設</p>
昭和 37 年 9 月	<p><u>札幌市マザーズホーム開設 (みかほ整肢園の前身)</u></p> <p>ポリオの流行を機として、旧西保健所 (中央区大通西 19 丁目) 内に仮施設として開設 (設置主体は北海道小児マヒ財団)</p>
昭和 40 年 1 月	<p><u>札幌市マザーズホーム移転</u></p> <p>現在の東区北 19 条東 7 丁目に北海道小児マヒ財団が施設を建設、移転</p>
昭和 44 年	<p>肢体不自由児通園施設が国において制度化</p>
昭和 46 年 4 月	<p>札幌市マザーズホームから<u>札幌しみかほ整肢園に改称</u></p>
昭和 47 年 1 月	<p>北海道小児マヒ財団から、札幌しみかほ整肢園の施設が札幌市に譲渡される。</p>
昭和 50 年 4 月	<p><u>札幌市かしわ学園移転</u></p> <p><u>札幌市ひまわり整肢園開設</u></p> <p>かしわ学園の敷地が札幌新道及び道央自動車道の整備用地にかかり、周辺環境も騒々しくなったことから、現在の豊平区平岸 5 条 1 5 丁目に、かしわ学園を移転</p> <p>その際に、市民から設置要望の強かった肢体不自由児通園施設として、ひまわり整肢園も合築・開設</p>
昭和 51 年 2 月	<p>札幌しみかほ整肢園が肢体不自由児通園施設として認可</p>
昭和 60 年 6 月	<p>札幌しみかほ整肢園移転</p> <p>施設の老朽化が著しくなったため、現所在地である東区北 17 条東 5 丁目に移転</p>
平成 5 年 4 月	<p>社会福祉法人榆の会が、きらめきの里 (知的障害児通園施設) 及びこもれび園 (肢体不自由児通園施設) を厚別区厚別町下野幌に開設</p>
平成 6 年 4 月	<p><u>札幌市はるにれ学園開設</u></p> <p>中央区、西区、手稲区方面の知的障がい児の療育の場を確保するため、児童福祉総合センターの整備に併せ、現所在地である中央区北 7 条西 26 丁目に知的障害児通園施設として開設</p>
平成 8 年 4 月	<p>社会福祉法人麦の子会が、むぎのこ (知的障害児通園施設) を東区北 36 条東 8 丁目に開設</p>
平成 24 年 4 月	<p>児童福祉法の改正により、はるにれ学園・かしわ学園を福祉型児童発達支援センターとし、みかほ整肢園・ひまわり整肢園を医療型児童発達支援センターとした。</p>
平成 24 年 10 月	<p>社会福祉法人はるにれの里が、児童発達支援センターさんりんしゃ (福祉型児童発達支援センター) を西区福井に開設</p>

平成 26 年 4 月	特定医療法人さっぽろ悠心の郷が、ときわ発達支援センター（福祉型児童発達支援センター）を南区常盤に開設
平成 26 年 5 月	かしわ学園・ひまわり整肢園移転 施設の老朽化が著しくなったことや、関係機関との連携強化のため、現所在地である豊平区平岸 4 条 18 丁目の旧札幌市児童心療センター（現札幌市子ども発達支援総合センター）内に移転
平成 27 年 4 月	はるにれ学園、かしわ学園、みかほ整肢園、ひまわり整肢園のそれぞれで、相談支援事業と保育所等訪問支援事業を開始

## 2 現在の各施設の概要

### (1) 札幌市はるにれ学園

- ① 所在地：札幌市中央区北 7 条西 26 丁目 1-1 児童福祉総合センター内
- ② 施設種別：福祉型児童発達支援センター（旧知的障害者通園施設）
- ③ 施設定員：30 名
- ④ 開設日：平成 6 年 4 月
- ⑤ 併設サービス：保育所等訪問支援事業・障害児計画相談支援事業
- ⑥ 職員配置（平成 28 年 4 月 1 日現在）

職種等	配置数	備考
園長（保育士職）	1	
相談支援専門員	1	
児童発達支援管理責任者	1	
保育士	8	
児童指導員（事務職）	1	
保健師	1	
言語聴覚士	1	非常勤職員
心理士	1	嘱託
栄養士	1	
事務員	1	
調理員	2	非常勤職員
運転手	1	臨時職員

### ⑦ 利用児童の状況（児童発達支援事業）

#### ア 入退園の状況（平成 27 年度）

園児数		月												計	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
在籍		19	19	20	23	22	22	25	25	25	25	25	25	25	
異動	退園	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	13	15	
	入園	4	0	3	1	0	3	1	0	0	0	0	0	12	

イ 利用児年齢構成（平成 28 年 4 月 2 日現在の年齢 途中入園児含む）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
男児	0	0	6	3	2	2	13
女児	0	1	3	2	0	2	8
計	0	1	9	5	2	4	21

(2) 札幌市かしわ学園

- ① 所在地 : 札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21 ちくたく内
- ② 施設種別 : 福祉型児童発達支援センター（旧知的障害者通園施設）
- ③ 施設定員 : 40 名
- ④ 開設日 : 昭和 35 年 4 月
- ⑤ 併設サービス : 保育所等訪問支援事業・障害児計画相談支援事業
- ⑥ 職員配置（平成 28 年 4 月 1 日現在）

職種等	配置数	備考
園長（保育士職）	1	
保育士	14	
児童指導員（事務職）	1	
保健師	1	
言語聴覚士	1	非常勤職員
栄養士	1	臨時職員
事務員	1	
調理員	0	業者委託
運転手	0	業者委託

⑦ 利用児童の状況（児童発達支援事業）

ア 入退園の状況（平成 27 年度）

園児数		月												計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
在籍		28	30	31	34	34	35	36	38	40	40	40	40	
異動	退園	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	13
	入園	7	1	2	3	0	1	1	2	2	0	0	0	19

イ 利用児年齢構成（平成 28 年 4 月 2 日現在）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
男児	0	1	3	6	9	11	30
女児	0	0	2	2	1	1	6
計	0	1	5	8	10	12	36

(3) 札幌市みかほ整肢園

- ① 所在地 : 札幌市東区北 17 条東 5 丁目 2-1
- ② 施設種別 : 医療型児童発達支援センター（旧肢体不自由児通園施設）
- ③ 施設定員 : 40 名

- ④ 開設日（施設認可日）：昭和 51 年 2 月
- ⑤ 併設サービス：保育所等訪問支援事業・障害児計画相談支援事業
- ⑥ 職員配置（平成 28 年 4 月 1 日現在）

職種等	配置数	備 考
園長（保健師職）	1	
保育士	7	
児童指導員（事務職）	1	
看護師	1	
理学療法士	2	
作業療法士	2	
言語聴覚士	1	非常勤職員
心理士	1	非常勤職員
栄養士	1	
事務員	1	
調理員	2	うち 1 名非常勤職員
運転手	1	

- ⑦ 利用児童の状況（児童発達支援事業）

ア 入退園の状況（平成 27 年度）

		月												計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
在籍		23	29	30	31	31	31	32	34	33	33	33	33	
異動	退園	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	11
	入園	5	1	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	11

イ 利用児年齢構成（平成 28 年 4 月 2 日現在の年齢 途中入園児含む）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
男児	0	2	4	3	6	4	19
女児	0	3	2	4	4	2	15
計	0	5	6	7	10	6	34

(4) ひまわり整肢園

- ① 所在地：札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21 ちくたく内
- ② 施設種別：医療型児童発達支援センター（旧肢体不自由児通園施設）
- ③ 施設定員：30 名
- ④ 開設日（施設認可日）：昭和 50 年 4 月
- ⑤ 併設サービス：保育所等訪問支援事業・障害児計画相談支援事業

⑥ 職員配置（平成 28 年 4 月 1 日現在）

職種等	配置数	備考
園長（保健師職）	1	
保育士	5	
児童指導員（事務職）	1	
看護師	1	
理学療法士	2	
作業療法士	1	
言語聴覚士	1	
心理士	1	非常勤職員
栄養士	1	臨時職員
事務員	1	
調理員	0	業者委託
運転手	0	業者委託

⑦ 利用児童の状況（児童発達支援事業）

ア 入退園の状況（平成 27 年度）

園児数		月												計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
在籍		16	17	17	17	17	19	19	20	19	19	19	19	
異動	退園	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	10
	入園	2	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	6

イ 利用児年齢構成（平成 28 年 4 月 2 日現在の年齢 途中入園児含む）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
男児	0	1	3	2	2	3	11
女児	0	0	1	2	1	5	9
計	0	1	4	4	3	8	20

3 札幌市の公立児童発達支援センターの課題等

(1) 利用者のアンケート等から見る利用者からのニーズ

① 札幌市公立児童発達支援センターの利用に関するアンケートについて

ア 実施対象者

実施日現在、施設を利用する児童の保護者を対象として行った。

イ 実施期間

平成 27 年 2 月 19 日から平成 27 年 3 月 6 日まで

ウ 調査内容・目的

「療育時間」、「療育等の内容」、「給食」、「送迎バス」の項目ごとの利用満足度やその理由、及び、特に充実を望む項目等、現段階における利用者のニーズを把握するために実施した。

エ 発送・回収数

施設名	発送数	回収数	回収率
はるにれ学園	29	19	65.5%
かしわ学園	37	26	70.3%
みかほ整肢園	34	19	55.9%
ひまわり整肢園	24	14	58.3%
計	124	78	62.9%

② アンケート結果の概要（詳細は資料編（資料1）参照）

ア 療育時間について

	満足度（回答割合）				「不満」、「少し不満」 の具体内容
	十分満足	満足	少し不満	不満	
はるにれ学園	21%	47%	16%	16%	開園時間の延長要望 土曜日の開所要望
かしわ学園	31%	46%	19%	4%	開園時間の延長要望
みかほ整肢園	11%	58%	26%	5%	ST等の時間・回数増 預かり保育実施
ひまわり 整肢園	14%	50%	36%	0%	開園時間の延長要望 ST等の時間増等

各園とも、6～8割程度の方から、「十分満足」あるいは「満足」と回答が寄せられているが、一方で、開園時間をもう少し伸ばしてほしいという要望や、兄弟児の参観日等の参加のため、預かり保育の実施を望む声、STをメインに各種訓練等の時間や回数増等を望む声が寄せられている。

イ 療育・訓練の内容

	満足度（回答割合）				「不満」、「少し不満」 の具体内容
	十分満足	満足	少し不満	不満	
はるにれ学園	26%	42%	21%	11%	STの回数増、OTの実施 身辺自立ができる訓練等
かしわ学園	35%	38%	23%	4%	STの回数増、OTの実施等
みかほ整肢園	11%	44%	39%	6%	STの質、回数増の要望 訓練士の増員要望等
ひまわり 整肢園	14%	29%	50%	7%	STの質、回数増の要望 訓練士の増員要望等

はるにれ学園・かしわ学園の福祉型のセンターでは、ともに約7割の方が一定程度満足しているのに対し、みかほ整肢園・ひまわり整肢園の医療型のセンターでは、約5割の方が不満感を持っている。

各園で共通して、STの回数の増要望が寄せられ、福祉型のセンターから

は、OTの実施要望、医療型のセンターからは、各種訓練士の増員要望等が寄せられている。

#### ウ 給食

	満足度（回答割合）				「不満」、「少し不満」 の具体内容
	十分満足	満足	少し不満	不満	
はるにれ学園	79%	16%	5%	0%	量が少なめに感じる
かしわ学園	35%	46%	11%	8%	職員等への給食実施要望
みかほ整肢園	22%	61%	6%	11%	調理室が狭いこと セレクト食の実施要望等
ひまわり 整肢園	25%	50%	25%	0%	委託化への不安等

各園とも、7～9割程度の方から、「十分満足」あるいは「満足」と回答が寄せられており、少数ではあるが、各園の現状について、改善希望事項が寄せられている。

#### エ 送迎バス

	満足度（回答割合）				「不満」、「少し不満」 の具体内容
	十分満足	満足	少し不満	不満	
はるにれ学園	6%	11%	66%	17%	路線の増加、運行範囲の拡大 要望、自宅送迎の実施要望等
かしわ学園	21%	29%	42%	8%	路線の増加、運行範囲の拡大 要望
みかほ整肢園	0%	14%	36%	50%	バス利用者が毎日通えない 自家用車利用者のバス利用 希望等
ひまわり 整肢園	0%	23%	62%	15%	毎日のバス利用を希望 自家用車利用者のバス利用 希望等

かしわ学園は、一定程度満足されている方と不満感を持たれている方が半々であるが、その他の園は、約8～9割程度の方が不満感を持たれている結果となった。

具体的な内容としては、路線や運行範囲の拡大等や、自宅送迎の実施、バス利用者が毎日通えないことへの不満の声が多くの方から寄せられた。



オ 特に充実が必要な部分

	特に充実が必要な部分（回答割合）					
	療育 時間	療育等 内容	給食	送迎 バス	その他	内容等
はるにれ学園	21%	21%	0%	26%	21%	時間の延長と ST の回数増、職員との相談機会の確保等
かしわ学園	15%	50%	4%	15%	12%	バスの運行範囲の拡大と職員等への給食実施等
みかほ整肢園	5%	58%	0%	10%	21%	各種職員の増員、幼稚園との連携等
ひまわり 整肢園	14%	36%	7%	0%	36%	S T の増員と給食の個別対応強化、職員との相談機会確保等

はるにれ学園は、「給食」以外の全項目の充実を望む声がほぼ均一であり、かしわ学園・みかほ整肢園は、「療育・訓練の内容」の充実を望む声が約半数の方から寄せられており、ひまわり整肢園も、その他の記載内容を合わせると、「療育・訓練の内容」の充実を望む声が最も多かった。

カ 自由記載欄

	件数	内容
はるにれ学園	11 件	楽しく子どもが通えていることへの感謝、職員の丁寧な来客対応を望む声、送迎バス利用者と自分で送迎する人の負担の大きな違いの指摘・具体的な改善提案、健常児が通う幼稚園に通えるような訓練等を望む声等
かしわ学園	16 件	職員の丁寧・熱心な対応への感謝の声、施設移転後の不満、職員の人事異動のペースに関する意見、兄弟児への支援の充実化を望む声、療育に対する園と保護者の考え方のずれを指摘する声、参観日の増を望む声等
みかほ整肢園	26 件	施設の老朽化や環境改善を望む声、園庭への遊具設置、看護師の人員増、若い職員の配置希望、他施設との交流、送迎バスの外部委託化、地域支援の実施への不安、利用料の支払の利便性の向上等
ひまわり 整肢園	18 件	楽しく通園できていることへの感謝、施設整備の際の対応への不満、S T の正職員化、兄弟児への対応、他園、他施設との交流機会の増、通園時間以外の園庭等の施設の活用希望、連絡帳の作成要望等

③ アンケート結果により判明した利用者のニーズの抽出

施設利用者（保護者）からは、施設運営の細部にわたり、様々な要望が出されており、さらに、アンケート実施後に札幌市が各園の保護者に行った説明会で寄せられた意見も合わせながら、当検討会議において検討を行うニーズを次のとおり抽出し、整理した。

【当検討会議で検討する主な利用者のニーズ】

① 開設時間の延長要望について（全園）

ちょうど良いという意見も寄せられている一方で、例えば、兄弟の参観日等の際には、有料でも良いので預かってほしいといった切実な声や幼稚園や保育園等と同じ9時くらいから開設してほしいという声が寄せられており、開設時間は施設運営の基本事項であることから、この項目の検討を行うこととする。

② 作業療法（OT）の実施要望について（はるにれ学園・かしわ学園）

主な利用者である知的・発達障がい児への作業療法については、公益社団法人北海道作業療法士会のホームページにおいても、作業療法士の業務として、発達障がい児への作業療法の提供が例示されており、一般的には、早期に、できれば学齢期前に作業療法を受けることにより、一層の効果があるとされていることから、この項目の検討を行うこととする。

③ 言語聴覚療法（ST）の回数増（全園）

全ての園の多くの保護者から、言語聴覚療法の回数の増についての要望が寄せられており、この項目の検討を行うこととする。

④ 看護師の追加配置（みかほ整肢園）

アンケートでは、要望がなかった項目であり、今年度、みかほ整肢園の利用児童について、医療的ケアの必要な児童が多かったことに起因し、アンケート結果の説明会の場で追加により強い要望があった項目である。その時々柔軟な対応という視点で検討の価値があると考え、この項目の検討を行うこととする。

⑤ 送迎バスの充実（全園）

「特に充実が必要」と選択された方は少ないが、全ての園で、他の項目と比較し、不満感を持たれている方が一番多いことから、この項目の検討を行うこととする。

(2) 全国の子童発達支援センターのアンケート結果の概要と本市設置施設との比較

① 子童発達支援センター（指定都市内設置）の運営等に関するアンケート調査について

ア 実施対象

全国の政令指定都市内に設置されている全子童発達支援センター（公設・民設）

イ 実施期間

平成27年7月13日から平成27年7月30日まで

ウ 調査内容・目的

当検討会議での公立の子童発達支援センターの運営のあり方の検討を行うにあたり、他都市に設置されているセンターの運営状況やサービス提供水準等を把握しつつ、利用者から寄せられる様々なニーズの検証を行うため。

エ 発送・回収数

施設種別	発送数	回収数	回収率
福祉型子童発達支援センター	104	64	61.5%
医療型子童発達支援センター	34	19	55.9%
計	138	83	60.1%

② アンケート結果の主な概要と本市設置施設との比較（アンケート結果の詳細は資料編（資料2）参照）

項目	アンケート結果の概要	本市設置施設の状況
設置・運営主体	福祉型児童発達支援センターは、「公設・公営」の数が比較的少なく、約3/4は、「民営」施設となっている。 一方、医療機関の機能を併せ持つ必要のある医療型児童発達支援センターは、「公設・公営」の数が一番多く、「民設・民営」は2か所のみで、公的な機関等でなければ、設置するのは難しい施設であると思われる。しかしながら、運営については、「公設・民営」の施設も「公設・公営」の施設とほぼ同数あることから、適切な公的支援があれば、民間でも運営ができない施設ではないと思われる。	4施設とも、「公設・公営」
併設サービスの実施状況	児童発達支援センターの必須事業である「保育所等訪問支援事業」と「障害児計画相談支援」について、特に公設・公営施設が少なかった。また、その他の想定される併設サービスの実施状況についても、公設・公営施設の実施施設はほとんどなく、公設・民営施設、民設・民営施設が多い結果となった。	4施設とも、必須事業の「保育所等訪問支援事業」と「障害児計画相談支援」のみを実施
併設医療機関の有無	「公設・公営」のセンターは、福祉型・医療型を問わず、併設医療機関を有するセンターが多く、「公設・民営」、「民設・民営」の順に併設されている割合が低くなっている。 また、設置・運営主体を問わず、医療型児童発達支援センターは、センターそのものが診療機能を有する必要があるが、さらに他に診療所等を併設しているセンターが多い。	はるにれ学園は発達医療センターを併設 かしわ学園・ひまわり整肢園は子ども心身医療センターを併設。 みかほ整肢園は診療所機能を持つものの、外来診療は受け付けていない。
開所日数 (H26実績)	福祉型 公設・公営のセンター 平均 227日 医療型 公設・公営のセンター 平均 228日 福祉型 公設・民営のセンター 平均 236日 医療型 公設・民営のセンター 平均 221日 福祉型 民設・民営のセンター 平均 241日 医療型 民設・民営のセンター 平均 228日	はるにれ学園 228日 かしわ学園 228日 みかほ整肢園 228日 ひまわり整肢園 228日
定員に対する施設利用率 (H26実績)	福祉型 公設・公営のセンター 平均 64% 医療型 公設・公営のセンター 平均 31% 福祉型 公設・民営のセンター 平均 81% 医療型 公設・民営のセンター 平均 38% 福祉型 民設・民営のセンター 平均 88% 医療型 民設・民営のセンター 平均 40%	はるにれ学園 69.8% かしわ学園 56.8% みかほ整肢園 32.4% ひまわり整肢園 32.6%
経営状況 (H26収支比率試算) 収支差額÷総収入	福祉型 公設・公営のセンター 平均 △105% 医療型 公設・公営のセンター 平均 △496% 福祉型 公設・民営のセンター 平均 5% 医療型 公設・民営のセンター 平均 △13% 福祉型 民設・民営のセンター 平均 1% 医療型 民設・民営のセンター 平均 7%	人件費一人あたり710万円で試算 はるにれ学園 △61.5% かしわ学園 △54.8% みかほ整肢園 △727.8% ひまわり整肢園 △741.1%
経営状況 (H26人件費比率試算) 人件費÷総収入	福祉型 公設・公営のセンター 平均 173% 医療型 公設・公営のセンター 平均 474% 福祉型 公設・民営のセンター 平均 73% 医療型 公設・民営のセンター 平均 90% 福祉型 民設・民営のセンター 平均 79% 医療型 民設・民営のセンター 平均 75%	人件費一人あたり710万円で試算 はるにれ学園 135.4% かしわ学園 235.9% みかほ整肢園 723.8% ひまわり整肢園 750.3%
施設の開園、	開園時間、閉園時間、サービス提供時間については、「公設・公営」、「公設・民営」は大差	はるにれ学園、かしわ学園 10:00~14:00

閉園時間	がなく、開園時間の平均は、9:30 前後、閉園時間の平均は 14:30 前後であり、サービス提供時間の平均も 5 時間前後であったのに対し、「民設・民営」の施設は、特に閉園時間について、14:31 以降の施設数が多く、平均で 1 時間程度遅い 15:30 前後となり、サービス提供時間の平均も 1 時間程度多い 6 時間程度となった。また、土曜日でも開設している（行事による開設を除く）と回答のあった施設は、全 83 施設中、8 施設であった。（公設・公営 1 施設、公設・民営 1 施設、民設・民営 6 施設）	（ただし、9:00～10:00 及び 14:00～15:00 に個別相談支援を実施） みかほ整肢園、ひまわり整肢園 9:30～15:30
通所形態	通所形態については、設置・運営主体あるいは施設種別での傾向の大きな差はなく、知的・発達だと、多くの施設で、単独通園か単独・親子クラスありで、肢体不自由児等の場合は、多くの施設で、親子通園か単独・親子クラスありで、聴覚障がい児については、原則親子が多い結果となった。 また、福祉型のセンターで、肢体不自由児の受け入れをしているセンターも散見された。	はるにれ学園・かしわ学園は、知的・発達の単独・母子クラスあり みかほ整肢園・ひまわり整肢園は、原則親子通園
利用者負担金の納入方法	通所形態、公設・公営施設は、全ての施設で納付書を発行しており、コンビニ等でも支払が可能な納付書を発行している施設はなかった。また、口座自動引き落としを行っている施設は、26 施設中 5 施設のみであり、現金納付で対応している施設も 2 施設のみであることから、19 施設は、金融機関等のみで使用可能な納付書のみで対応している。 また、公設・民営施設でも、利用料金制度を採用せず、利用料を設置主体の歳入としている施設のうち 3 施設では、上記と同様に金融機関等のみで使用可能な納付書で対応している。	4 施設とも、金融機関のみで使用可能な納付書で対応している。
医師の配置状況	常勤・専任の医師を配置している施設は、福祉型・医療型を合わせても 3 施設程度。 回答のあった多くの施設では、兼務により配置している状況。 ・未配置（回答なしを含む） 福祉型 29 施設、医療型 1 施設	かしわ学園・はるにれ学園は嘱託医を配置。 みかほ整肢園・ひまわり整肢園は、非常勤医を配置。
看護師の配置状況	福祉型は、未配置施設が多く、未回答を含むと 33 施設で未配置であった。 医療型は、全ての施設で配置されており、複数配置されている施設は、10 施設、1 名配置の施設は 9 施設であった。	かしわ学園・はるにれ学園は、それぞれ保健師 1 名を配置 みかほ整肢園・ひまわり整肢園は、看護師をそれぞれ 1 名配置、またそれぞれの園長は保健師職。
児童指導員、保育士の配置状況 (1 人あたり平均受け持ち定員)	福祉型児童発達支援センター 公設・公営 平均 3.38 人 公設・民営 平均 3.24 人 民設・民営 平均 3.22 人 医療型児童発達支援センター 公設・公営 平均 6.65 人 公設・民営 平均 4.11 人 民設・民営 平均 8.62 人	はるにれ学園 3.53 人 かしわ学園 3.20 人 みかほ整肢園 6.67 人 ひまわり整肢園 6.00 人
理学療法士の配置状況	医療型のほぼ全ての施設で配置されているが、福祉型は、官民間問わず、ほぼ配置されておらず、64 施設中 8 施設での配置にとどまっている	はるにれ学園・かしわ学園は未配置。 みかほ整肢園・ひまわり整肢園は各 2 名配置。
作業療法士	公設・公営の医療型の施設で未配置の施設が	はるにれ学園・かしわ学園

の配置状況	複数あった。 福祉型のセンターでは、公設・公営の施設での配置が1施設にとどまっているのと比較し、公設・民営、民設・民営施設では、数は少ないものの複数の施設で配置されていた。(福祉型の未配置施設数等合計 47 施設)	は未配置。 みかほ整肢園は2名配置。 ひまわり整肢園は1名配置。
言語聴覚士の配置状況	医療型でも未配置の施設があり、福祉型でも、官民間問わず、配置されている施設は少なく、64 施設中 38 施設が未配置になっていた。	はるにれ学園、かしわ学園、みかほ整肢園は非常勤各1名配置、ひまわり整肢園は常勤1名配置。
心理療法等担当職員の配置状況	医療型、福祉型、または官民間問わず、未配置施設が多い結果となった。(未配置施設数等合計 福祉型 46 施設 医療型 12 施設)	みかほ整肢園・ひまわり整肢園は非常勤各1名配置。 はるにれ学園は、子ども心身医療センター職員が対応。かしわ学園は配置なし。
理学療法の実施頻度等	医療型では、全施設が実施しており、週1回～月2回程度、利用者に提供している施設が多い結果となった。また、福祉型でも、数は少ないが、一部の施設で提供されていた。	はるにれ学園・かしわ学園は未実施。 みかほ整肢園 週1.3回 ひまわり整肢園 4週5回
作業療法の実施頻度等	医療型では、ほとんどの施設で実施されており、福祉型は、実施、未実施について、半々という結果になった。実施頻度は、週1回～月2回程度の施設が多かった。	はるにれ学園、かしわ学園は未実施。 みかほ整肢園 週1.3回 ひまわり整肢園 4週3回
言語聴覚療法の実施頻度等	福祉型では、旧難聴児通園施設を除き、月1～2回の実施頻度の施設が多く、医療型も、ほぼ同様の回数となっているが、年1回程度という施設も散見された。	はるにれ学園 月1～2回 かしわ学園 月1～2回 みかほ整肢園 月1～2回 ひまわり整肢園 4週3回
心理療法等の実施頻度等	心理療法等については、他の訓練等と比較し、実施施設数も少なく、実施していたとしても、その頻度は、年に数回程度という施設が多い結果となった。	はるにれ学園 未実施 かしわ学園 未実施 みかほ整肢園 月1回 ひまわり整肢園 月1回
夏休み等の状況	なしの施設 14 施設 ありの施設 67 施設 ありの施設の夏休みの日数 (平均7日) 5日以内 32 施設 6～7日 8 施設 8～13日 18 施設 14日以上 4 施設	はるにれ学園 4日 かしわ学園 4日 みかほ整肢園 4日 ひまわり整肢園 4日
冬休み等の状況	なしの施設 5 施設 ありの施設 76 施設 ありの施設の冬休みの日数 (平均9日) 5日以内 31 施設 6～7日 11 施設 8～13日 17 施設 14日以上 10 施設	はるにれ学園 11日 かしわ学園 11日 みかほ整肢園 11日 ひまわり整肢園 11日
春休み等の状況	なしの施設 10 施設 ありの施設 69 施設 ありの施設の冬休みの日数 (平均9日) 5日以内 16 施設 6～7日 7 施設 8～13日 28 施設 14日以上 14 施設	はるにれ学園 13日 かしわ学園 13日 みかほ整肢園 13日 ひまわり整肢園 13日
通園バス(送迎)の状況	提供施設 68 施設 (未提供施設 13 施設)  複数台数による送迎施設 41 施設 1台による送迎施設 23 施設	全園でバス1台により、送迎サービスを実施(拠点送迎) かしわ学園・ひまわり整肢園は、バス運行を民間業者

	自宅まで送迎 5 施設 拠点までの送迎 61 施設 運転手の身分が運営法人 29 施設 運転手の身分が委託業者 42 施設	に外部委託。 はるにれ学園・みかほ整肢園は、市直営)
施設運営に対する行政からの支援の状況	民設・民営の施設への支援について、一定程度、行っている自治体もあるという結果となった。 また、公設・民営施設についても、医療型、福祉型を問わず、給付費等のみで運営する施設は少なく、多くの施設で、何らかの形で指定管理費による運営費への支援が行われている結果となった。	

(3) 全国の子童発達支援センターのアンケート結果等から見る利用者ニーズの検証  
 【検討を行ううえでの基本的な方向性】

- ① 現行のサービス水準は、施設利用率の向上等を目指す観点から、基本的には、少なくとも現状維持すべき。
- ② 施設の収支状況等を鑑みると、利用者のニーズを全て実現するのは現実的ではなく、サービス水準の向上は、費用対効果が高く、かつ全国の同種施設の実施状況を鑑みながら検討を行うべき。
- ③ 柔軟な運営体制や工夫等によるサービスの充実化は、積極的に行うべき。

【主な検討項目のあるべき姿】

① 開設時間の延長要望について（全園）

【検証内容】

厚生労働省が設置した「障害児支援の在り方に関する検討会」の「今後の障害児支援の在り方について」の報告書においては、基本理念の一つとして「家族支援の重視」が挙げられている。

また、その報告書においては、短期入所や日中一時支援事業をはじめとした保護者等の行うケアを一時的に代行する支援などにより、障がい児を育てる保護者や兄弟を含めた家族に対する総合的な支援が身近な地域で受けられるようにすることが重要とされ、また保護者の就労のための支援や障がい児の兄弟の支援も重要とされている。

この視点で、今回寄せられた開設時間の延長要望の声を検証すると、預ける場所がなく、兄弟の参観日に出ることができないということになれば、兄弟と障がい児の関係に影響が生じかねなく、日中一時支援事業等の利用により対応すべきと考えるが、4施設とも日中一時支援事業は実施しておらず、その際には、やむを得ず、開設時間の長い民間の子童発達支援事業所等を利用している実態があるものとする。

実態を鑑みると、公立の子童発達支援センターと民間の子童発達支援事業所は役割分担が出来ており、公立の子童発達支援センターでは、そこまで行う必要はないという考え方もあるが、このことが、最近、全国的な課題となっている民間の子童発達支援事業所のサービスの質の問題に影響する可能性があるとする。

公立の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援事業所の見本となるよう、児童発達支援も家族支援もしっかり行うことにより、結果として、民間の児童発達支援事業所も、保護者に選んでもらえるよう、レスパイト的な支援だけではなく、発達支援の質的な向上を目指していく環境が整備されていくものとする。

なお、全国の児童発達支援センターの調査との比較においては、4施設とほぼ同様の開設時間としている施設も多く、利用者アンケートにおいても、子どもの体力等を考えるとちょうど良いといった意見も寄せられているところである。

#### 【結論】

基本的な開設時間は、現行で妥当と考えるが、家族支援の充実化等の観点から、子どもや保護者等の状況に応じた柔軟な開設時間の運用や、保護者の用事等のある場合の日中一時支援的な事業の実施が望まれる。

### ② 作業療法（OT）の実施要望について（はるにれ学園、かしわ学園）

#### 【検証内容】

全国の児童発達支援センターの調査において、はるにれ学園、かしわ学園と同種の福祉型児童発達支援センターで作業療法を実施している施設数は31施設であり、未実施の施設数も31施設であったので、半数の施設が実施している状況である。

また、札幌市が平成24年10月に策定した「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）」において、基本方針として「児童発達支援事業所や関係機関とのネットワーク構築」が挙げられており、児童発達支援センターは、児童発達支援事業所への職員研修や訪問等により、事業所の支援技術の向上に取り組むこととされている。

知的・発達障がい児への作業療法は、体や能力の発達が盛んな幼児期に受けることにより、一層の効果が見込まれると言われており、児童発達支援事業所に対し、作業療法士の専門的な視点により、助言や指導等を行うことは、札幌市全体の障がい児支援体制の向上に大きく資するものとする。

#### 【結論】

はるにれ学園、かしわ学園において、作業療法を実施する方向で検討することが望まれる。

### ③ 言語聴覚療法（ST）の回数増（全園）

#### 【検証内容】

全国の児童発達支援センターの調査において、言語聴覚療法の実施頻度については、週1回の施設は4施設（うち3施設は、旧難聴児施設）、月に2回程度の施設は19施設、月に1回程度の施設は14施設、年1回程度の施設は4施設という結果であり、4施設の実施状況は、全国平均から見ても、少ない状況ではない。

また、障がい児に対して、適切な摂食指導等を行うことができる言語聴覚士は

不足しており、募集をしても、応募が少ない実態もある。

**【結論】**

言語聴覚療法の回数は現行で妥当と考えるが、人員確保や人材育成の観点から、持続可能な運営体制の構築に向けた検討をすることが望まれる。

④ 看護師の追加配置（みかほ整肢園）

**【検証内容】**

今年度、みかほ整肢園の利用児童について、医療的ケアが必要な重度の利用児童が多く、母子分離の際の医療的ケアが1名の看護師では十分に行うことができないために出された要望である。

園長が、保健師職ということで、一定程度の看護師のサポートを行うことは可能ではあるが、園長業務もあることから、日常的に行うことは難しい状況である。

なお、全国の児童発達支援センターの調査においては、看護師を複数配置している医療型の児童発達支援センターは10施設。1名配置の施設は9施設である。

看護師の配置等、施設のリスクマネジメントに大きな影響がある事項については、民間の施設であれば、利用者の状況に応じて、必要な職種をパートで雇用するなど、柔軟な対応を速やかに行うのが通常であるが、公立・公営の施設では、予算や手続きの制約が伴うことから、そのような対応を行うのは難しいと思われる。

**【結論】**

利用児童の状況等に応じた柔軟な対応を行える運営体制となるよう検討することが望まれる。

⑤ 送迎バスの充実（全園）

**【検証内容】**

利用者へのアンケート調査では、路線や運行範囲の拡大等や、自宅送迎の実施、バス利用者が毎日通えないことへの不満の声が多くの方から寄せられており、特に、毎日通いたくても、通園バスが隔日でコースが変わるので通えないという状況は、公平性の確保のため、やむを得ない措置であるとは考えるが、なるべく早く改善することが必要だと考える。

なお、全国の児童発達支援センターの調査においては、複数のバス等による送迎を行っている施設が41施設であり、1台による送迎を行っている施設23施設を大きく上回っている。また、自宅送迎を行っている施設は5施設にとどまっており、拠点送迎を行っている施設は61施設となっている。また、運転手の身分が運営法人の施設は29施設、運転手の身分が委託業者の施設は42施設であり、全国的にみても、一定程度、業務の効率化が進んでいる。



### 【結論】

全国のセンターの状況等や保護者の切実なニーズを鑑み、増車する方向で検討することが望まれる。ただし、全国のセンターがほぼ自宅送迎を行っていないことを考慮すると、増車による運行範囲の拡大が優先事項であると考ええる。

また、増車するとしても、委託業者に運転業務を委託するなど、効率的な体制により行うべきである。

## ⑥ その他、アンケートにより寄せられたニーズ等

### 【検証内容】

上記のほか、職員との相談機会の増や訓練の質の向上を望む声など、様々な要望が寄せられており、利用者が求めるニーズは、可能な限り施設運営に反映されるべきと考えるが、もし、反映できないとすれば、その理由をしっかりと説明し、理解を得ていくべきと考える。

また、利用者側が求めるニーズは、その時々で変わるものであり、そういった声を常日頃からオープンに受け付ける環境作りが必要であり、また、今回のようなアンケート調査やアンケート結果に関する札幌市と利用者の意見交換等は、継続的に行うことも必要であると考ええる。

### 【結論】

アンケート結果により寄せられた様々な要望について、札幌市は、しっかりと向き合い、可能な限り、施設運営に反映すべきであり、反映できない場合は、理解を得るための説明を行うべきである。

また、今後とも、アンケート等の利用者からの声を聞くための環境作りを行い、その声をもとにしながら、施設サービスの質的向上に努めるべきである。

## 4 課題等の解決に向けた運営等の「あるべき姿」

### (1) 設置、運営主体のあるべき姿

#### ① 設置、運営主体ごとの長短所等

前述のアンケート結果にもあるとおり、全国的に、また札幌市においても、児童発達支援センターは、民間法人による設置・運営（民設・民営施設）や、公立のセンターにおいては、指定管理者制度により民間法人に運営を行わせること（公設・民営施設）も一定程度進んでおり、地方自治体が直接運営を行う施設（公設・公営施設）は、減少傾向にある。

一概には言えないが、項目ごとに一般的な各設置・運営形態別の長所及び短所をまとめると、次のとおりとなる。

項	目	公設・公営	公設・民営	民設・民営
職員配置等	長所	手厚い身分保障による安定した配置が可能	指定管理業務の仕様に定めることが可能。 また、運営法人の判断により、職員の追加配置も可能。	最低基準を満たした上で、民間法人の柔軟な判断により配置可能
	短所	定期的な人事異動あり。 柔軟な職員配置は、予算、定数等の関係で、一般的には困難。	運営法人によっては職員の入替わりが多い場合あり。	
支援の内容や安定性等	長所	安定した運営基盤のもとでの安定的な支援が提供可能	指定管理業務の仕様に一定の水準を担保しつつ、運営法人の独自事業としても上乗せ実施が可能	施設の最低基準を満たした上で、民間法人の柔軟な判断により、様々なサービスが提供可能
	短所	経営的な視点や競争原理の欠落により、支援内容の硬直化等が生じる可能性あり。	4年程度に一度、指定管理者の更新あり。(ただし良好な運営が行われている場合には、一般的には非公募による更新)	運営法人の経営状況や支援の考え方等に大きく左右される可能性あり。
運営の柔軟性等	長所	柔軟な運営を行うことは困難だが、運営の安定性は高い。	指定管理業務の仕様に順守しつつ、状況に応じた独自事業の実施等が可能	運営法人の判断により、状況に応じた柔軟な運営が可能
	短所	予算や人員配置上の制約があり、状況に応じた新たな事業や人員配置を行うことは、難しい。	公立施設であることから、基本的な事項を変更する場合は、条例改正が必要となる場合あり。	運営法人の経営状況や運営の考え方等に大きく左右される可能性あり。

② 支援内容等のあるべき姿を実現するうえでの設置、運営主体ごとの検討

前述の利用者ニーズの検証結果について、設置、運営主体等ごとの長所及び短所を踏まえつつ、実現のための課題等を次のとおり整理した。(あくまでも、札幌市の公立施設の運営主体の移行先等の検討を前提とした課題整理である。)

項 目	公設・公営	公設・民営	民設・民営
<p>【開設時間の延長要望について】 基本的な開設時間は、現行のまままで妥当と考えるが、家族支援の充実化の観点から、保護者等の状況に応じた柔軟な開設時間の運用や、保護者の用事等のある場合の日中一時支援的な事業の実施が望まれる。</p>	<p>× 日中一時支援事業等の実施は職員の増員が必要不可欠だが、予算や人員配置上の制約があり、難しい。</p>	<p>○ 日中一時支援事業等の実施は、指定管理業務の仕様に定めることや運営法人が独自事業として行うことも可能である。</p>	<p>△ 日中一時支援事業等の実施は、運営法人の判断に委ねられる。</p>
<p>【作業療法 (OT) の実施要望について】 はるにれ学園、かしわ学園において、作業療法を実施する方向で検討することが望まれる。</p>	<p>△ 職員の増員は、施設収支等を鑑みると困難な面があるが、子ども心身医療センターや各整肢園には、OT が配置されており、はるにれ学園等に一部職員の配置換えや職員の派遣等が可能であれば、実現できる可能性あり。</p>	<p>○ 指定管理業務の仕様に定めることにより可能である。ただし、全国の半数近い施設では未実施であることや人材確保の観点から、指定管理費の上積みは必須であると考えられる。</p>	<p>× OT の配置については、運営法人の判断に任せられるが、人材不足等から、新規補助制度の創設等がなければ積極的な配置指導は困難である。</p>
<p>【言語聴覚療法 (ST) の回数増】 基本的には、言語聴覚療法の回数は、妥当と考えるが、人員確保や人材育成の観点から、持続可能な運営体制の構築に向けた検討をすることが望まれる。</p>	<p>△ 人材不足ではあるが、一定の身分保障により、民間法人よりは可能性あり。</p>	<p>△ 指定管理業務の仕様に定めることにより可能である。ただし、人材不足もあり、人材確保の観点から、指定管理費の上積みは必須であると考えられる。</p>	<p>× 運営法人の判断に任せられるが、人材不足等から、新規補助制度の創設等がなければ積極的な配置指導は困難である。</p>
<p>【看護師の追加配置】 利用児童の状況等に応じた柔軟な対応を行える運営体制となるよう検討することが望まれる。</p>	<p>× 予算や人員配置上の制約があり、状況に応じた新たな事業や人員配置を行うことは、難しい。</p>	<p>△ 指定管理業務の仕様を順守しつつ、状況に応じた独自事業の実施等が可能ではあるが、指定管理費の上積み等により、一定程度の余裕のある経営状況である必要あり。</p>	<p>○ 運営法人の判断により、状況に応じた柔軟な運営が可能。ただし、運営法人の経営状況に大きく左右される可能性あり。</p>
<p>【送迎バスの充実】 全国のセンターの状況等や保護者の切実なニーズを鑑み、増車する方向で検討することが望まれる。ただし、全国のセンターがほぼ自宅送迎を行っていないことを考慮し、増車による運行範囲の拡大が優先事項であるとする。また、増車するとしても、委託業者に運転業務を委託するなど、効率的な体制により行うべきである。</p>	<p>○ 市の正職員の運転手による直営のバスの運行から、民間業者への委託等に移行することで可能である。</p>	<p>○ 指定管理業務の仕様に定めることにより可能である。</p>	<p>△ 運営法人の判断に任せられる。</p>

③ 指定管理者制度を導入した場合（公設・民営施設）の想定されるメリット  
設置運営主体ごとの長短所等や利用者ニーズの実現に向けた課題等の整理結果を踏まえ、仮に、公設・民営施設（指定管理者制度の導入）とした場合のメリットは次のとおりである。

ア 民間法人の柔軟な視点や工夫による支援内容等の向上が見込まれること  
指定管理者制度を導入する際には、施設の支援内容のうち、最低限遵守すべき事項を施設管理業務の仕様書により定め、公募し、さらに応募法人が考える独自事業等の具体提案等も踏まえながら選定を行うものであり、応募する民間法人間の競争もあり、結果的に民間法人の柔軟な視点や工夫による支援内容等の向上が見込まれる。

イ 利用者のニーズに沿った多様な支援等が可能なこと  
公設・公営（札幌市直営）では、予算や人員配置等について、行政ならではの制度上の制約があり、その時々利用者のニーズに応じた柔軟な運営を行うことは困難であるが、民間法人が運営を行う場合においては、行政と比較すると、制約は少なくなることが想定され、より柔軟な運営体制とすることが可能である。

ウ 施設運営について札幌市が引き続き関与を継続できること  
指定管理者制度は、札幌市と民間法人との間で協定を締結し、施設の管理・運営を行わせるものであり、施設の設置者として施設運営に関する札幌市としての責任において、札幌市の関与を継続したうえで施設運営が可能である。

エ 札幌市全体の支援体制の向上につながる事  
新たに、民間法人の職員の働く場が生まれることになり、その職員は、公立施設としての質の高いサービスの提供が求められることから、職員や運営法人の支援技術の向上につながるが見込まれる。

また、導入時まで、これまで質の高いサービスを提供していた札幌市職員も、これまで培った支援技術等について他の施設での支援に生かすことができ、さらには、導入する施設へのサポートについても、関係施設間の連携体制の中で行うことも想定され、総じて札幌市における発達支援の質向上が期待できる。

#### ④ 設置、運営主体のあるべき姿の検討結果

これまでの検討内容等を踏まえ、設置、運営主体のあるべき姿を次のとおり整理する。

##### 【設置、運営主体のあるべき姿】

全国的に国や地方自治体の行財政改革の推進が叫ばれる中、「公設・公営」を維持し、行政が直接運営を継続しながら、利用者のニーズに応じていくことは、相当の困難が伴うものと考えられる。

施設を設置主体ごとと民間法人に移譲する「民設・民営」とした場合には、移譲先の運営法人の裁量による運営となることから、現在のサービス水準の維持等に課題が残る。

現在のサービス水準の維持を担保しつつ、利用者のニーズに応じていくためには、全体的な運営の効率化が必須であり、その効率化によって生じた予算等をサービスの向上に充てることが、現実的な選択肢である。

多くの地方自治体が入り込んでいる指定管理者制度の導入により、民間法人が運営を行う「公設・民営」施設として、サービスの向上と柔軟な運営体制の構築を目指すべきである。

なお、指定管理者制度の導入は、一定の課題が生じることも想定されることから、4施設について、一度に行うべきではなく、まずは1施設に導入し、その実施効果等を検証しながら、順次、他の施設への導入を検討すべきである。

#### (2) 「公設・民営」施設を前提とした施設運営等全般のあるべき姿

これまでの検討内容等を踏まえ、施設運営等全般のあるべき姿を次のとおり、整理する。

##### 【施設運営等全般のあるべき姿】

障がいのある子どもへの充実した支援の実施については、「過剰な支援の提供」というような考え方は馴染まず、基本的には、可能な限り利用者のニーズに耳を傾けながら、充実化を目指すべきものである。

指定管理者制度導入による施設運営コストの削減を、単に行財政改革という視点で整理するのではなく、あくまでも「利用者ニーズの実現等による支援体制の向上のために必要なもの」と整理すべきであり、障がいのある子どもへの支援全般に要する経費は削減すべきではない。

指定管理者制度導入の際には、多くの地方自治体が行っているように指定管理費の上積み等の財政的な支援を札幌市は積極的に行い、公立施設としての質の高いサービスの提供体制を確保しつつ、さらに、可能な限り、利用者のニーズに沿った、民間法人の柔軟な視点や工夫によるサービスの向上を目指すべきである。

## 5 施設利用者（保護者）からの意見等について

項目4で整理した「あるべき姿」等について、本報告書を取りまとめる過程で、現在の施設利用者（保護者）に説明を行ったところ、多くの不安や再検討を求める声が寄せられた。一方、少数ながらも、不安はあるが、指定管理者制度の導入によるサービス向上の具体的内容の提示を求める意見や、施設利用者の声も聞きながら、具体的内容を検討してほしいといった要望も寄せられた。

主な意見等に対する考え方は次のとおり（意見全体に対する考え方等は資料編（資料3）参照）。

### ① 指定管理者制度の導入へ不安などについて

札幌市の先行施設である「あかしあ学園」や他都市の同種の施設の前例を見ても、今回とほぼ同様の意見が寄せられている。しかし、結果的には、制度導入により、支援内容の向上につながっていると認められることから、札幌市は、丁寧な説明や話し合いにより、不安感等の解消に努めるべきである。

### ② 利用者へのアンケート結果が、指定管理者制度導入の理由になっていることについて

本アンケートは、現在の施設利用者の要望の実現を重視し、その実現手法の検討を行ったものである。現在の施設職員に継続して支援してほしいという要望は理解できるが、施設のサービス向上ばかりではなく、札幌市内全体の障がい児の発達支援体制の向上という広い観点から検討を行ったものである。札幌市は、他都市のように、民間法人と協働して、障がい児の発達支援体制の向上という目標を実現してほしい。

### ③ 指定管理者制度の導入による職員の質の低下に関する懸念について

札幌市内には、重症心身障がい児（者）や知的・発達障がい児への入所や通所による支援を行っている民間の社会福祉法人は複数あり、その経験等を生かすことが可能である。（参考までに、一般的に、社会福祉法人においては、一定の給与水準により安定的に多くの職員が働いている。）よって、指定管理者制度を導入することにより、直ちに、職員の質の低下につながることは認められないものである。

### ④ 現在の職員に継続して支援してほしいという要望について

気持ちは理解するが、障がいの有無に関わらず、子どもが成長をしていく過程では、様々な契機に、様々な方からの刺激や支援を受けながら大人になり、大人になってからも、自分では、周りにいる方を選ぶことができないのが一般的である。今後の子どもの成長を考えると、色々な方から支援を受けながら、成長していくことも重要であると考えます。

## 6 「あるべき姿」を実現するためのプロセス

### (1) 指定管理者制度の導入について

次の理由により、みかほ整肢園に、最初に導入することを軸に検討を進めることが望まれ、さらに、実施効果等を検証したうえで、他の施設にも順次導入を検討することが望まれる。

#### 【理由】

##### ① 同種の民間施設が市内にないこと

民間法人が運営する医療型児童発達支援センターは、市内には休止中の「こもれび園」しかなく、一方、福祉型児童発達支援センターは、市内において、既に民間法人が設置・運営を行っている。

このような状況から、円滑な導入という観点では、はるにれ学園等の福祉型児童発達支援センターという選択肢もあるが、運営が比較的難しいとされる医療型児童発達支援センターに導入しなければ、他の施設に導入する際の様々な課題の検証が困難である。

休止中の「こもれび園」や全国の同種施設の運営状況を見ても判るとおり、行政からの積極的な支援が必須の施設種別であることから、今後の公設・民営施設の運営への支援等のあり方等を検証することも可能である。

##### ② 多職種の職員の有効活用が可能なこと

医療型児童発達支援センターであるみかほ整肢園には、保育士、PT、OTといった多職種の職員が配置されている。

もし、仮にみかほ整肢園に指定管理者制度を導入した場合、みかほ整肢園で勤務していた札幌市職員は、他の公設・公営施設等に勤務することになり、これまで培ってきた支援技術を他の施設で生かすことや、場合によっては、関係施設間の連携体制の中で、みかほ整肢園のサポートに生かすことも期待できる。

##### ③ ひまわり整肢園と比較し、みかほ整肢園の方が円滑な導入が可能なこと

みかほ整肢園は、主に知的障がい者が利用するあかしあ学園を併設しており、あかしあ学園は、指定管理者制度を既に導入していることから、制度の導入等についてイメージしやすいことが想定され、他の施設よりも円滑に導入できる可能性が高い。

一方、ひまわり整肢園は、直営により併設されている子ども心身医療センター等との相互連携を目指しており、現段階では、最初に導入する施設としては馴染まないと考える。

##### ④ 費用対効果が最も高いと考えられること

みかほ整肢園は、医療型児童発達支援センターであり、施設の利用率や収支等の経営状況の現況を鑑みると、はるにれ学園等の福祉型児童支援センターと比較

し、民間法人に運営を行わせることにより、民間法人の柔軟な視点や工夫により、施設の利用率や収支等の改善を見込むことも期待できる。

⑤ 中長期的な障がい児支援体制の検討に資することが可能なこと

全国には、「ちくたく」のような、複数の児童発達支援センターと診療所機能を併せ持つ「発達支援総合センター」的な施設を各地域に配置し、身近な地域で総合的な支援を提供している都市も多い。

診療所機能を併せ持つ医療型児童発達支援センターへの指定管理者制度の導入の実施状況の検証結果は、将来的な「発達支援総合センター」的な施設の各地域への設置等による充実した障がい児支援体制の構築に向けた検討に資することが期待できる。

(2) 導入の際の留意点等

指定管理者制度を導入する場合は、次の点に留意し、円滑な制度導入を目指すことが望まれる。

① 現在のサービス水準の維持は絶対条件とし、利用者ニーズの実現など、さらなる機能の向上を目的とすること

職員の配置職種や職員数は、現行水準と同等もしくは現行水準以上とし、指定管理者制度導入によるサービス水準の向上を目指すこと。

② 札幌市は積極的に指定管理者をサポートすること

医療型の児童発達支援センターは、前述のとおり、運営が大変難しい施設種別であり、運営費に関する金銭的なサポートはもちろん、医師をはじめとしたスタッフの確保やスタッフの支援技術の向上等に関し、制度導入時のみならず、導入後も継続的に積極的にサポートすること。

③ 十分な引継期間を確保すること

障がい児への支援は、一定程度の継続性が求められ、例えば、全スタッフが、一度に全て入れ替わり支援を提供することは不可能である。指定管理者の選定は、余裕を持って行い、十分な引継期間を設けること。

④ 施設利用者（保護者）は、相当の不安を感じていることから、指定管理者制度の内容や上記①から③までの事項等について、丁寧に説明等を行い、理解を得ながら進めること



(3) 中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」の検討について

札幌市の今後における「障がい児支援体制のあり方」については、障がい児に係る資源についての官民の役割（役割分担、連携方法等）をどのように整理するか、利用者の利便性を考慮すると「ちくたく」のような「発達支援総合センター」が市内にどの程度必要なのか等、整理すべき課題は多いものとする。

「みかほ整肢園」をはじめとする公立児童発達支援センターに指定管理者制度を導入するに当たっては、このような中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」との整合性を含めて検討することが有益であると考えられることから、札幌市は、札幌市全体の10、20年後の児童発達支援体制のあるべき姿を見据えながら、計画的に指定管理者制度の導入を進める方向で検討することが望まれる。

## 7 最終報告に向けて

今回の報告においては、前述のとおり、公立児童発達支援センターのあるべき姿を実現するためには、「指定管理者制度を導入すべき」、さらにその場合は、「みかほ整肢園に、最初に導入すべき」と述べてきたところである。しかし、現時点において、施設利用者が、指定管理者制度の導入により施設運営がどの程度向上するのかをイメージすることは困難であり、このような状況で最終報告とするには早計である。

よって、今回の報告は「中間報告」とし、今後、指定管理者制度の導入による施設のあり方（サービスアップ項目）を利用者とともに検討し、これらのイメージを一定程度明確にしたうえで、最終報告としたいと考える。

最後に、サービスアップ項目の検討に当たって、まずは、札幌市と施設利用者（保護者）との間で、丁寧な話し合いが進められることを要望する。

## 【札幌市公立児童発達支援センターあり方検討会議 検討委員】

区 分	所属・職	氏名
学識経験者	北星学園大学短期大学部教授	藤原 里佐
福祉事業 従事者	きらめきの里 施設長	加藤 法子
	むぎのこ 総合施設長	北川 聡子
	札幌地区児童発達支援連絡協議会 会長	古川 孝士
関係団体等	一般社団法人 札幌市手をつなぐ育成会 副会長	菊池 洋子
	札幌市通園児連絡会 前代表	桜井 翠
	特定非営利活動法人 札幌肢体不自由児者父母の会 会長	渡辺 あや子
行政（医師）	札幌市保健福祉局子ども発達支援総合センター 子ども心身医療担当部長	菅 和洋
行政	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長	嶋内 明 ◎

◎ 座長

## 【検 討 経 過】

日付	検討内容
平成 27 年 8 月 4 日	第 1 回 検討会議開催 ● 座長選出 ● 会議の目的、スケジュール等の確認
平成 27 年 11 月 30 日	第 2 回 検討会議開催 ● 利用者アンケートの結果（ニーズ）の検証 利用者説明会の結果と全国のセンターへのアンケート調査結果等を踏まえ、項目ごとにサービス水準のあるべき姿の検証
平成 28 年 2 月 9 日	第 3 回 検討会議開催 ● サービス水準等のあるべき姿のまとめ ● サービス水準等のあるべき姿を実現するための運営手法等の検討
平成 28 年 3 月 10 日	第 4 回 検討会議開催 ● 施設利用者からの意見等への考え方の検討
平成 28 年 4 月 28 日	第 5 回 検討会議開催 ● 今後の検討スケジュールについての検討 ● 中間報告書案の検討
平成 28 年 6 月 3 日	● 中間報告

平成 29 年（2017 年）9 月 21 日

札幌市障がい保健福祉部長 様

公立児童発達支援センター  
ワークショップ参加者一同

## 指定管理者制度の導入による施設の在り方 (サービスアップ項目) のまとめについて

平成 28 年 12 月から平成 29 年 9 月までの期間において、5 回にわたり「サービスアップ項目検討ワークショップ」を行い、下記のとおり、指定管理者制度の導入による施設の在り方（サービスアップ項目）をまとめました（主にみかほ整肢園を想定しています。）。

つきましては、募集要項への反映など、今後の施設運営の参考としていただくようお願いいたします。

### 記

重点	項目	内容								
◎	訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の回数を維持又は増やしてほしい。</li> </ul> <p>【（参考）現在の回数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練</th> <th>理学療法 (PT)</th> <th>作業療法 (OT)</th> <th>言語聴覚療法 (ST)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数/月</td> <td>4 回</td> <td>4 回</td> <td>1 回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>業者との打合せ（装具）は、訓練とは別の時間にできるようにしてほしい。</li> <li>訓練について、適正な回数を実施できるようにしてほしい（訓練士の欠員など）。</li> </ul>	訓練	理学療法 (PT)	作業療法 (OT)	言語聴覚療法 (ST)	回数/月	4 回	4 回	1 回
訓練	理学療法 (PT)	作業療法 (OT)	言語聴覚療法 (ST)							
回数/月	4 回	4 回	1 回							
◎	保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども、親同士の関わりを促してくれる楽しい雰囲気を維持してほしい。</li> <li>回数・時間を増加してほしい（2 コマ続きの実施など）。</li> <li>グループ保育（他クラスとの交流）を実施してほしい。</li> <li>親子のケア、フォローを第一に考えてほしい。</li> <li>親同士が相談・情報交換できる場を設けてほしい。</li> </ul>								
◎	引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>引継ぎは十分に時間をかけて行ってほしい（1 年以上）。</li> <li>スタッフが入れ替わるのが一番の不安である（子どもが不安になる。）。</li> <li>現在の理念・方針みたいなものは、引き継いでほしい。指定管理になった途端、何もかもが変わってしまうのは子どもにとって良くない。</li> <li>文書の引継ぎだけでなく、子どもたちと顔を合わせる機会を増やしてほしい。</li> <li>受託者が決まった後、利用者を対象とした説明会を実施してほしい（希望に応じて複数回実施してほしい。）。</li> <li>指定管理者制度の導入後も、定期的に札幌市、指定管理者、施設利用者で情報交換を行い、札幌市は、必要な指導・サポートを行ってほしい。</li> </ul>								

○	職員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師・保育士を増加してほしい。</li> <li>・新人職員が多くなること、職員の入れ替わりが多くなるのは不安である。教育体制はしっかりしてほしい。経験豊富な職員も配置してほしい。</li> <li>・非常勤を上手に活用すると、柔軟に運営できると思うが、非常勤ばかりになるのは不安である。</li> </ul>
○	単独通園、日中一時支援、きょうだい預かり等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに実施してほしい（併せて実施可能な職員数を確保してほしい。）。</li> <li>・単独通園と自宅送迎を同時に実施してほしい。</li> </ul>
○	食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状を維持してほしい（味付け、配慮、個別対応、栄養士・調理員との交流）。</li> <li>・希望者には食事分離を実施してほしい。</li> </ul>
	利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接支払・引き落としを実施してほしい。</li> <li>・利用料金は上げないでほしい。</li> </ul>
	バス送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望者全員にバス送迎を実施してほしい。</li> <li>・希望者には拠点送迎ではなく、自宅送迎を実施してほしい。</li> <li>・大型バス1台より、小型車（ワゴン車など）が複数台の方が、利用しやすい。</li> </ul>
	併行通園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行どおり認めてほしい</li> </ul>
	土曜日の療育実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週とまでは言わないが、土曜日が開所になると助かる。</li> <li>・普段参加できない父親などが参加できる土曜日療育を実施してほしい（年に2回程度）。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者は、放課後等デイサービス、居宅介護など、他のサービスを実施している事業者だと安心である（卒園後も同じ事業者にお願いできると助かる。）。</li> <li>・受託者は、医療機関のバックアップのある事業者だと安心である。</li> <li>・指定管理になって子どもが増えすぎると、きめ細やかなサービスが維持できるのか不安である。</li> <li>・ボランティアの活用を継続してほしい。</li> </ul>
▲	その他（指定管理者制度とは直接関連なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した部分を整備してほしい（トイレなど）。</li> </ul>

(◎：最重点項目、○：重点項目)

## 札幌市の障がい児支援体制の在り方に係る答申案の概要

### 1 児童発達支援センターの支援体制の在り方

- (1) 基本方針について、地域支援の充実を追記するなどの見直しを行い、機能の一層の充実を目指すべきである。
- (2) 相談支援について、当該センターの利用者のための相談支援だけでなく、地域全体の子どもたちのために相談支援を実施すべきである。
- (3) 児童発達支援センターの取組として、子育て上の不安や悩みの聞き取りや助言、子どもを支援する輪を広げるための橋渡し、家族支援プログラム（相談やペアレント・トレーニング等）の実施など、家族支援に力を入れるべきである。

### 2 市有療育施設の在り方

- (1) 児童発達支援センターについて、1区に1か所程度のバランスの良い配置が望ましい。
- (2) 将来的に、ちくたくのような専門的な医療機能や入所機能を含む複合施設がもう1か所設置されるのが望ましい。
- (3) ちくたくの構成施設のうち、診療所である子ども心身医療センターは、引き続き札幌市で運営すべきであるが、自閉症児支援センター（さぼこ）及び児童心理治療センター（ここらぼ）については、課題を整理し、将来的な施設運営の在り方を検討すべきである。

### 3 医療的ケア児の支援体制の在り方

- (1) 「医療的ケア児」について、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉えるべきである。
- (2) 医療的ケア児及びその保護者には、様々な悩みが複合的に存在していると思われる。まずは、その実態を把握し、課題を整理すべきである。
- (3) 今後については、自立支援協議会の子ども部会に設置される協議の場において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健・医療・福祉等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望する。

※ 本報告の関係部分を網掛け

